

令和4年度

神奈川の社会教育委員活動
(県社教連会誌)

神奈川県社会教育委員連絡協議会

はじめに

神奈川県社会教育委員連絡協議会会長
小 池 茂 子

ここに『令和4年度 神奈川の社会教育委員活動』をお届けいたします。

令和2(2020)年4月頃から感染拡大を繰り返した新型コロナウイルスは、人間の密集を回避するための「新しい生活様式」というものを社会の中に浸透させました。人が集まらない、人が交われないという行動制限は、神奈川県のみならず全国の社会教育活動、また社会教育委員の活動に大きな打撃を及ぼしましたが、令和4年度はコロナ禍にありながらも、県内の社会教育委員の活動においてもトンネルの先に光明が見えてきた感触を得ることができる年となりました。

コロナ禍において多くの社会教育委員会が休会に追い込まれたり、オンライン会議やハイブリッド会議での開催を余儀なくされてきた状況から、令和4年度は感染状況を踏まえた万全の予防対策を講じて総会、理事会をはじめとする一部の会議や、愛川町、箱根町による地区研究会を実出席の形で開催できたことは、ポストコロナを見据えた大きな前進となる出来事でした。

この3年間、私どもが思い通りの社会教育活動を展開できなかった状況の中にあっても、社会変化は、そのスピードを緩めることなく進んでいきました。少子高齢社会の進展やSociety5.0、AIやDX(デジタルトランスフォーメーション)の急速な進展、持続可能な社会の実現等、社会教育を担う私たちの周囲にも社会の変化からもたらされる新しい教育課題が生起してきています。

また、地域社会の中で、多様な属性を持つ人間が共に生きる持続可能な社会を実現するためには、社会教育委員が自分たちの置かれた場で、社会教育の意義と使命を再確認し、時代・社会の変化に見合った社会教育活動の道筋を検討し、諸計画を立案して活動を展開・評価して、問題提起を行っていかねばなりません。

本誌には、1. 令和4年度社会教育委員連絡協議会活動報告、2. 令和4年度総会・研修会の記録、3. 愛川町と箱根町で開催された令和4年度地区研究会報告、4. 市町村報告、5. 第64回全国社会教育研究大会広島大会参加報告、6. 第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会参加報告、7. 統計に見る神奈川の社会教育、8. 令和4年度社会教育委員連絡協議会、役員・顧問・理事・幹事・監事名簿、社教連会則、組織図、等々が掲載されております。

コロナ後の社会において社会教育活動が新たな創意工夫を伴って展開されるためには、社会教育委員の高い意識と実践が非常に重要なものとなってまいります。

ここに収録されている神奈川県社会教育委員連絡協議会の実施事業や市町村の取り組み状況の報告、社会教育委員に関する統計資料等をご高覧いただき、県下の社会教育委員の実情と諸課題をご理解いただきますと共に、各地域における社会教育委員活動の充実や、県下の社会教育委員相互の情報交換に本誌をお役立ていただけますようお願い申し上げます。

目 次

ご挨拶	神奈川県社会教育委員連絡協議会会長 小池 茂子	
I 令和4年度神奈川県社会教育委員連絡協議会活動報告		1
II 総会・研修会の記録		
1 総会概要		7
2 研修会概要		
3 令和4年度神奈川県社会教育委員連絡協議会総会		8
講演		
演題 「これから求められる社会教育とは」		
講師 聖学院大学人文学部教授		
神奈川県社会教育委員連絡協議会会長 小池 茂子 氏		
4 令和4年度神奈川県社会教育委員連絡協議会研修会		16
講演		
演題 「地域の教育力を引き出すために」		
～社会教育委員ができる「人づくり、つながりづくり、		
地域づくり」の視点から～		
講師 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ 氏		
III 地区研究会報告		
愛川町会場報告		25
箱根町会場報告		31
IV 市町村から		37
「川崎市社会教育委員会議の活動～新たな地平に向けて」		
川崎市社会教育委員会議 議長 中村 香		
「逗子市社会教育委員会の活動について」	逗子市社会教育委員会議 副議長 桑原 智子	
「葉山町社会教育委員の会議について」	葉山町社会教育委員の会議 議長 中世 貴三	
「地域ぐるみ家庭教育支援活動への取り組み」	厚木市社会教育委員会議 議長 林 元春	
「伊勢原市社会教育委員の活動について」	伊勢原市社会教育委員会議 議長 古里 貴士	
「学校と地域の連携は学校応援隊から」	中井町社会教育委員会議 副議長 早野 一郎	
「小田原市社会教育委員会議の活動状況について」	小田原市社会教育委員会議 議長 木村 秀昭	
V 第64回全国社会教育研究大会広島大会に参加して		44
VI 第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会に参加して		46
VII 統計に見る神奈川の社会教育		
1 社会教育委員について		48
2 社会教育委員の活動について		56
3 社会教育委員の研修について		62
4 社会教育委員の報酬・旅費及び活動費について		66
5 コロナ禍における社会教育委員会議の開催状況について		68
VIII 令和4年度神奈川県社会教育委員連絡協議会役員・顧問・理事・幹事・監事名簿		69
IX 神奈川県社会教育委員連絡協議会会則・組織図・会誌編集委員		72

I 令和4年度神奈川県社会教育委員連絡協議会活動報告

【県社教連関係】

1 幹事会

氏名	所属等
信太 雄一郎	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課・課長
田附 裕治	神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所・所長
宮田 純一	横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課・課長
箱島 弘一	川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課・課長
松本 隆人	相模原市教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課・参事兼課長
柿原 美奈	横須賀市教育委員会事務局教育総務部生涯学習課・課長
横田 隆一	藤沢市生涯学習部生涯学習総務課・参事兼課長
佐藤 仁彦	逗子市教育委員会教育部社会教育課・課長
上村 和彦	愛川町教育委員会生涯学習課・課長
山内 温子	伊勢原市教育委員会社会教育課・参事兼課長
内田 秀臣	箱根町教育委員会生涯学習課・課長

※生涯学習課長、社会教育担当の教育事務所長、政令指定都市・中核市並びに人口 40 万人以上の市から各 1 名（課長）、各教育事務所管内の市町村から 1 名（課長）で構成。

<第1回> オンライン（Zoom形式）開催

日時 令和4年5月9日（月）10:30~12:00

出席者 幹事 11 名（代理出席 2 名含む）/11 名中、役員 4 名

内容 議題 (1) 令和3年度実施事業について（事業実施報告・収支決算書報告）
(2) 令和4年度事業計画(案)について（事業実施計画（案）・収支予算書(案)）
(3) 令和4年度全国社会教育委員連合表彰候補者の選考について
(4) 社会教育委員活動のためのハンドブックについて

<第2回> オンライン（Zoom形式）開催

日時 令和4年10月31日（月）10:30~12:00

出席者 幹事 11 名/11 名中、役員 4 名

内容 議題 (1) 令和4年度実施事業について（事業実施報告・実施予定事業）
(2) 令和4年度地区研究会について（愛川町会場・箱根町会場）

2 理事会

県・横浜市・川崎市・相模原市・藤沢市…各 2 名、29 市町村…各 1 名 計 39 名

<第1回>

日時 令和4年5月9日（月）13:30~16:30

会場 総合教育センター301 会議室

出席者 32 名（委任状 9 名を含む）/39 名中

(事業実施計画(案)・収支予算書(案))
第3号議案 令和4年度役員等について

4 研修会 オンライン (Zoom形式) 開催

日時 令和4年8月29日(月) 13:30～15:00

参加者 117名

内容 <あいさつ>会長あいさつ

<講演>演題「地域の教育力を引き出すために」

～社会教育委員ができる「人づくり、つながりづくり、地域づくり」
の視点から～

講師 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官
志々田 まなみ 氏

5 事業検討・調査研究委員会

<委員>

氏名	役職	所属等
小池 茂子	会長	神奈川県生涯学習審議会委員
古矢 鉄矢	副会長	相模原市市社会教育委員
下山 浩子	〃	鎌倉市社会教育委員
山口 志ヅ子	〃	清川村社会教育委員
上村 和彦	幹事	愛川町教育委員会事務局生涯学習課・課長
内田 秀臣	〃	箱根町教育委員会事務局生涯学習課・課長

<第1回>

日時 令和4年11月28日(月) 10:00～12:00

場所 かながわ県民センター 会議室

出席者 6名/6名中

- 内容
- (1) 令和5年度事業の見直しについて
 - (2) 令和5年度総会について
 - (3) 令和5年度研修会について
 - (4) 令和4年度県・市町村社会教育委員に関する調査について
 - (5) 令和4年度神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)の編集について
 - (6) 第56回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会について
 - (7) その他

<第2回>

日時 令和5年3月13日(月) 10:00～12:00

出席者 6名/6名

- 内容
- (1) 令和5年度事業の見直しについて
 - (2) 令和5年度総会について
 - (3) 令和5年度研修会について
 - (4) 令和4年度県・市町村社会教育委員に関する調査について

- (5) 令和4年度神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)の編集について
- (6) 第56回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会について

6 地区研究会

<愛川町>

- 日時 令和4年11月21日(月) 13:00~16:00
- 会場 愛川町文化会館ホール
- 参加者 120名
- 内容 (1)人権講話
「愛川町の人権擁護委員活動の紹介」
(2)事例発表(1)
「人のつながり」
(3)事例発表(2)
「文化の継承」

<箱根町>

- 日時 令和5年2月16日(木) 13:00~15:40
- 会場 仙石原文化センター
- 参加者 101名
- 内容 (1)人権講話
「子どもの人権について」
(2)事例発表(1)
「~幅広い世代交流を通じて~明星展の取り組み」
(3)事例発表(2)
「~幅広い世代交流を通じて~仙石原文化センターまつり」

7 会計監査(令和3年度対象)

- 令和4年4月6日(水) 10:00~12:00 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員室
- ※令和4年度監事は、(逗子市・中井町の生涯学習主管課長)で構成
- ※令和5年度監事は、(大和市・真鶴町の生涯学習主管課長)で構成

8 その他

- ・令和3年度神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)の発行(令和4年7月)
- 神奈川県生涯学習課ホームページに掲載(令和4年7月)

【全国・関ブロ関係】

1 第64回全国社会教育研究大会 広島大会

- 日時 令和4年10月26日(水)~28日(金)
- 会場 広島県広島市
- 参加者 小池会長、吉原理事(被表彰者)
- 内容 表彰式、記念講演、シンポジウム、分科会発表

2 全国社会教育委員連合總會

<第1回>

日 時 令和4年5月20日(金)
会 場 日本弘道会ビル
参加者 小池会長
内 容 議 案 (1) 令和3(2021)年度事業報告・決算報告について
(2) 第64回全国社会教育研究大会(広島大会)について
(3) 第65回全国社会教育研究大会(宮崎大会)について
(4) 第66回全国社会教育研究大会(茨城大会)について
(5) 理事の選任及び退任について
報告事項 (1) 第63回全国社会教育研究大会(石川大会)について

<第2回>

日 時 令和4年10月27日(木) 10:00~11:00
会 場 広島国際会議場(広島県広島市)
参加者 (なし)
内 容 議 案 (1) 第65回全国社会教育研究大会(宮崎大会)について
(2) 第66回全国社会教育研究大会(茨城大会)について
(3) 全国大会ローテーション・開催地について
(4) 理事の退任及び選任について

<第3回>

日 時 令和5年3月3日(金) 14:00~16:00
会 場 日本弘道会ビル
参加者 (なし)
内 容 1 令和5年度事業計画及び予算案について
2 第65回全国社会教育研究大会(宮崎大会)について
3 第66回全国社会教育研究大会(茨城大会)について など

3 第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会

日 時 令和4年11月10日(木)~11日(金)
会 場 山梨県甲府市 甲府市総合市民会館(山の都アリーナ)[1日目]
山梨県立図書館、防災新館、ベルクラシック甲府[2日目]
参加者 小池会長(オンライン)・内田事務局長
内 容 記念講演、シンポジウム、分科会

4 関東甲信越静社会教育委員連絡協議会理事会

<第1回>

日 時 令和4年5月26日(木) 14:00~16:00
会 場 日本弘道会ビル
参加者 内田事務局長
内 容 議題 (1) 第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会について

- (2) 第 54 回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会について
- (3) 第 55 回関東甲信越静社会教育研究大会茨城大会について
- (4) 関東甲信越静社会教育研究大会の開催都県及び発表ローテーションについて

<第2回>

日 時 令和5年3月10日(金) 14:00~16:00

会 場 日本弘道会ビル

参加者 中島事務局員

内 容 議 題(1)第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会報告
(2)第54回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会について
(3)第55回関東甲信越静社会教育研究大会茨城大会について
(4)関東甲信越静社会教育研究大会分科会事例発表都県市ローテーション(案)について
(5)その他

Ⅱ 総会・研修会の記録

1 総会概要

日 時 令和4年8月29日（月） 13:30～15:00

場 所 神奈川県総合教育センター 講堂

1 開 会

2 あいさつ 神奈川県社会教育委員連絡協議会会長 小池 茂子

来賓祝辞 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部長 吉田 美和子

3 議 事 第1号議案 令和3年度実施事業について

第2号議案 令和4年度事業計画（案）について

第3号議案 令和4年度役員等について

4 そ の 他 第54回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会 事例発表について
会議等に係る旅費の支払い方法について

5 講 演 「これから求められる社会教育とは」

講 師 聖学院大学人文学部教授

神奈川県社会教育委員連絡協議会会長 小池 茂子 氏

6 閉 会

2 研修会概要

日 時 令和4年8月29日（月） 13:30～15:00

開催方法 オンライン（Zoom形式）

1 開 会

2 あいさつ 神奈川県社会教育委員連絡協議会会長 小池 茂子

3 講 演 「地域の教育力を引き出すために」

～社会教育委員ができる

「人づくり、つながりづくり、地域づくり」の視点から～

講 師 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ 氏

4 閉 会

3 令和4年度神奈川県社会教育委員連絡協議会総会

講演「これから求められる社会教育とは」

講師 聖学院大学教授 神奈川県社会教育委員連絡協議会会長 小池 茂子氏

皆さん、こんにちは。会長の小池と申します。

私は現在、横浜市に在住しており、片道2時間かけて埼玉の聖学院大学に通勤しております。

大学院生のとき以来、高齢者の生涯学習という部分で研究を進めてきました。

東京都の港区の教育委員会で社会教育指導員を2年間携わりながら研究を進めてきました。

先日の理事会で質問があがった「生涯学習と社会教育の違いとは」を受けて、話をすすめてまいります。

生涯学習という言葉は、教育政策の中で教育基本法第3条に生涯学習という条文が新設され、行政における生涯学習振興政策が行われています。

社会教育と生涯学習は同じものなのかという質問がよくあります。そのことをお話していきたいと思っております。

社会教育法の第2条に社会教育の定義が表記されています。

社会教育は、学校教育の教育課程を除く、或いは就学前の子供に関する教育活動を除いて、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動のことをいいます。スポーツ、レクリエーションの活動もこの中に入ります。

そして、生涯教育や生涯学習という理念は、日本の教育政策の中に導入される中で、社会教育というのと、生涯教育、今日では生涯学習が同じなのではないかというわかりづらさが各方面から言われるようになりました。

中央の教育政策の答申の中で、生涯教育が名称として最初に付けられたのが、1981年の中央審議会「生涯教育について」という答申からです。

その前の1971年に社会教育審議会答申があつて、いわゆる4・6（ヨンロク）答申と言われるものです。

急変する社会に対応する社会教育の在り方について、社会教育審議会の答申として、1978年に出されています。社会教育審議会の1971年の答申では、これからの社会教育では、生涯教育の観点で展開されていくべきものだということが最初にうたわれています。

社会教育は生涯教育として、青少年及び成人に対する教育を支援していくことが政策として出されたのは、中教審の第26回答申（昭和56年6月11日）からです。ただ、日本全体の教育政策の中で、生涯教育と明記されたのが1981年です。「生涯教育について」というタイトルで、生涯学習・生涯教育の概念がこの答申の中で記されています。生涯学習の理念というのは、「人々が自己の充実や生活の向上のために、各人の自発的意思に基づき、必要に応じて自己の適した手段、方法を選んで行う、生涯を通じての学習」で自発的な意思に基づいて、何をやるか、どんな方法で行うか、やってもやらなくてもよい、本人の自発的な意思に基づいて生涯に渡って行う学習の営みを生涯学習と呼びます。一方で生涯教育としては、この答申の中では、このような生涯学習のために、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しながら、総合的に整備しつつ充実しようとする動きがあり、この生涯学習が可能となるように、日本の社会の中にある教育の機能、あるいは制度・政策を新たに生涯学習を可能とするように総合的に整備、充実していく政策を展開する教育に関する政策的理念が生涯教育という考え方なのです。ここから出発していきます。

生涯教育は日本では、1981年に中教審答申の中で言われていますが、もともと誰がどこで何を

言って生涯教育という新しい教育の理念が日本に入ってきたかということ、ユネスコの第3回の総会の中で、新しい教育に関する理念という形で、成人教育を協議する分科会から総会全体に向かって、新たな教育理念をユネスコは承認するべきだという提案がなされました。

人間の教育が、生まれてから大人になることを同義として、「立派な大人になるための準備として人間の教育というものがある」という考え方が、従来の考え方でした。しかし、変化の激しい社会の中で適応して生きていくため、あるいは、成人期になっても学び続けることを意識して生きている人や、貧困や、戦乱で、学校教育が受けられず、読み書きができない大人の人たちがいるといった第三世界の情勢を踏まえて、教育は、子どもが大人になるための準備をするという機能を果たすためにあるという従来の考え方を改めて、生まれてから死に至るまでを人生のいかなる時期にあっても必要な時に必要な学習の機会を得られる社会を実現していくべきだという提案でした。すなわち人生の時間軸を縦軸に取ったときに、生まれてから死までの時間の流れのどこをとっても教育の機会にあずかれる時間として統合する。こう言った新しい教育の理念の下で、教育制度を新たなものに変えていくべきだということが、ユネスコの総会で「Vertical integration (垂直的統合)」という考え方で提案され、これが生涯教育の考え方の非常に大きなポイントになりました。

生まれてから死に至るまでの人の一生の中で、必要な時に必要な教育の機会を得られる社会を実現するべきだ、ということを言っています。しかし総論としては立派ですが、各論としてはどういう風にして実現していくのかということになります。

それを実現するための考え方として、生涯教育の理念では、二つの統合のもう一つの統合である水平的統合 (horizontal integration) という考え方が示されています。

人間が生きている社会や生活空間を水平的な平面でみていくと、私という人間が生きている生涯の中の、何歳という時間は縦軸の一つの点に過ぎません。一方で人間の人生を横に生活空間が広がっているという水平的ベクトルで考えていくと、その中には、生活空間あるいは行動圏の中に学校あるいは公民館や図書館、体育館あるいは民間の教育機関など社会があり、それぞれが教育を行っている場あるいは公共の機能を持っています。しかし、それぞれが独立し、連携や協力をしないまま、学校だったら学校教育法に基づいた教育だけを行い、社会教育だったら学校の教育課程で行われている活動を除いた、out of school の教育だけを自分たちの領域として展開していくといった独立的で、お互いの領域にまったく干渉しないで、色々な教育の資源や教育支援を発揮し活動しているのを連携させ、従来の教育網を持ちながらも、新たに連携・協力を形作っていきながら、実践することにより、今までにない学習の機会や教育の場ができていけば、それらを使って、成人以降の人たちに必要な時に、必要なレベルの学習、教育の機会にあずかれる社会が実現されていくのではないかという考え方が出されました。この考え方がユネスコの生涯教育の Horizontal Integration 水平的統合といわれるものです。

例えば、私の大学は、学校教育法に定められた大学ですが、埼玉県社会福祉課と連携して、埼玉県内に在住している 55 歳以上の県民に対して、大学の授業開放講座を行っています。県と、学校が協定を結び、学生たちの授業に勉強を一緒にしたいという 55 歳以上の方たちが、教室にきて、同じ授業を受けるということを可能としています。私の授業には、60代、70代の人生の先輩方と、現役の 20 代の学生と一緒に学んでいます。大学のすべての授業が授業開放講座として提供されているわけではありませんが、「私の授業は成人の方々を招いていいですよ」と手を挙げた先生の授業を県に提出して、55 歳以上の県民がこの先生の授業は面白そうだからと半期 5 千円から 1 万円の授業料で、現役の学生たちと一緒に学ぶことができます。こういった連携は、全く昔はなかったですが、今、生涯教育とか生涯学習振興政策が、制度として整えられてきたことによって、成人も大学や大学院といった学校教育で学んで、自分の人生の中で、もう一度学習のために学校教育に戻るといっても可能な時代となっています。

生涯教育や生涯学習は、社会教育と同じなのかという質問があったという話をしましたが、今日本の教育政策は、生涯教育という理念を生涯学習という言葉に用語を変えて施策を展開しています。この生涯教育の理念を、生涯学習の理念と読み替えてもらってもよいです。教育を考える際のマスターコンセプト、一番大きな、一番上部にある概念として、日本の教育は生涯学習を実現していくということで、制度、政策がかたちづくられ、施策が展開されています。そしてそれを目指して、学校は学校教育として生涯学習の社会を実現していくための貢献をしていくことになります。さらには、学校の外で、成人や青少年を対象とした、行政や民間事業者やNPO 団体がやっている教育は社会教育として、生涯学習を可能とするための施策を展開していきます。生涯学習と社会教育は異なる概念です。日本全体の、教育のめざすコンセプトとして、その一番上にある、マスターコンセプトが生涯学習の理念です。その理念に基づき、それを実現すべく学校教育、社会教育があり、それぞれの領域が連携をして新たな学習の機会、教育の機会を作って今日に至っています。私たちは、社会教育委員だから、社会教育法の中にある定義ののっとって社会教育を展開していくということがありつつも、学校と地域社会との連携の中で、子どもたちの育ちをどういう風に豊かにしていくかということで学社連携だったり、コミュニティ・スクールだったり、地域学校協働本部といったものが、学校教育と社会教育の連携の中で新しい教育の機会、あるいは学習の機会として生まれています。私たちは、21 世紀の社会の中にあって、生涯学習ということを実現していく世の中を社会教育の領域において、あるいは他の教育の領域と連携して、どういう風にしたらよいものが、よい社会が、よい人が育っていくのか、それが一生涯、人々の人生を学習や教育を通じて、どのように豊かにしていくことができるのかということを考え、教育委員会に上申していきます。自分の当該自治体でそのことを構想し、実現していくというのが社会教育委員に課せられた、役割なのだろうと私は考えています。

生涯教育とは、従来の教育体制を再燃する、新しい理念として、ユネスコにおいて、今から 60 年ぐらい前に出現した教育改革に関する理念です。教育の生涯化、教育の場は学校だけではありません。学校の外にある、社会教育、家庭教育、またそれぞれが連携することで新しい教育の機会や学習を作り出し、生涯にわたる学びの機会を、人生の中に実現する社会を、考え方を、制度を変えていく中で実現するということが生涯教育の理念なのです。学校教育、社会教育、家庭教育が連携・協力しながら、従来のような領域ごとに分断されたものではない新たな連携、協力をして、生涯にわたる学習を実現していくのです。自己学習という形で個別に行う人もいれば、人と一緒に集団で学びあい、教育的感化をお互いに与えあいながら、自己を形成していくという方法もあり、学び方は様々です。こういう風に生涯学習、あるいは生涯教育＝社会教育ではないということを理解していただきたいです。生涯教育とユネスコで言って、1981 年の中教審答申でも生涯教育についてというタイトルがついていたにもかかわらず、今日の日本の教育政策の中では、生涯学習という言葉に用語が変わったのかというと、生涯教育という言葉に対し、非常に大きな反発が起こったからなのです。教育は、誰かが教え育てる、愛情要因も強制要因もありがなら、管理するというニュアンスが付きまといまいます。そのため、生涯にわたって教育を国が教育政策として取り入れていこうとすることが、戦前のような形で、国家の利益を実現するために、国が生涯教育というバラ色の理念を示しながら、しかし国民の思想統制、管理教育ということを再現させていくことにつながるのではないかという批判が生涯教育という言葉に浴びせかけられて、問題となりました。そこで、ある時から、生涯教育という言葉が一切使われず、生涯学習という言葉に政策的な業務がすべて変えられていきました。1987 年、当時の中曽根康弘首相の直属の諮問機関である臨時教育審議会に戦後教育の総決算として、21 世紀の教育改革についての提言を求める、という諮問が出て、昭和 59 年から 62 年の 4 年間にわたって、臨時教育審議会が招集されました。こ

の審議会は文科省の下に置かれなくて、メンバーが教育関係者ではなく、経済界や産業界の人たちが多くいました。本当に新しい発想の中に 21 世紀の教育改革を提言していくという目論見で招集された臨教審と言われるものです。その中で、いくつか重要な政策に関する提言が行われました。その中の一つが「生涯学習体系への移行」で、日本の教育を子どもが大人になるための準備ではなく、生涯にわたって私たち人間が人生の中で、学び、さらに学びをとおして豊かな自分を形成していくことを支援していくことを教育の制度、政策に転換していくという提言を行ったのです。さらには、学歴社会を是正するというので、若い時の学校教育歴が、その人間の人生のどこに行っても評価の指標として付きまとう社会というのをやめるというもので、生涯学習というものに教育政策を転換するというかなりドラスティックな政策提言でした。

この臨教審の答申以降、国の教育政策の中では、生涯学習という言葉が使われるようになりました。

ただ問題は、ユネスコが生涯教育とあって、教育に関する理念だったものが、生涯学習という言葉に変えられたことです。確かに教育には強制力がともなうとか、単に強制的だという批判があって、学習するのは国民なので、国民主体、国民を主人公として考えられていく生涯学習として、生涯にわたって可能にしていく社会を作っていく政策にするのだから、生涯学習体系への移行でいいのではないかという話になるのですが、しかしそこには、もう少し考えなければいけない問題があると思います。

教育辞典や心理学辞典を紐解くと学習という定義は「学習というのは、ある経験を踏まえて、経験の前と、経験をした後で、私たちの考え方や知識、行動が変化して、その変化が、時間がたっても維持されているときに学習が成立した」といういい方をしています。学習は経験を踏まえた変容が時間を経ても維持されているということを示し、経験を踏まえて変化するかしないかは、その経験をした本人次第ということになるのです。

では、教育とはどういう行為なのか。教育は文化を先行世代の者が、後続世代の者に教え込む、という注入的なことという考え方があります。しかし、教育というものは、学校教育も、社会教育も、家庭教育もそうだと思いますが、今ある人間の状態が目指すべき価値に向かって、意図をもって働きかけ、価値（ビジョン）に向かって働きかける本人ではない他人がいるということ。学校然り、家庭教育然り。社会教育も教育ですから、住民、そして私たちが関わっていく人たち、人づくり、まちづくり、あるいは自治体の行政の短期計画、中期計画で、わが町の教育というものを見れば、そこにはどういった社会を、教育をとおして作るか、どういった人間を育てるかという教育に関する目指すべき達成目標が書かれています。それに向かってみんなが働きかけて、私たちが今よりもっと良いものにしていくことを目指した営みであり、学習を経験するのは本人です。そして、経験をとおして変わるか、変わらないかは、その経験をした本人次第ということになります。教育の場合は、その人間に対して、よくなってほしいという願いをもって働きかける第三者がいることから、生涯学習という言葉そのまま使っているのだろうかということになります。

しかし、自発的な意思に基づき、すべて自分の意思で学びに関する経験を選べるということなので、「生涯学習」でいいのではないかという意見もあります。しかし、果たしてそれでいいのだろうかということを教育学者たちは、議論しているのです。

社会教育や生涯学習の研究者たちも立場が様々あって、「教育」という言葉を絶対に使ってはダメだという研究者もいれば、価値を目指すということをもって行い、行政が税金を投じて教育の施設を作り、教育の機会を提供して、そこに働きかける社会教育主事や社会教育委員などを配置して推進する社会教育に意味がある、という考え方を論ずる先生たちもいます。私は後者の立場をとる教育者です。

教育は、人間の十全な成長・発達を目指して行われる、人間の意図的な営みです。そして当該

社会の教育的価値を目指して、学習は学習ですが、本人による経験に対して、働きかける第三者に指導される学習という考え方になります。

生涯学習といったときに、学習を選び、学習の内容の方向も自らが自発的な意思に基づいて選択して行えばよく、行政は、その学びを支援するというのが、生涯学習推進政策である。という風に言う人もいます。

ただ、そうなっていくと、行政はみんながやりたいことに、税金を投じてやらせてあげるといのが、生涯学習推進政策なのか？という問題が起こってきます。

本人たちが自分のやりたいことをやって、自分で満足するのであれば、それに対して税金を使う必要はない、ということになります。

生涯学習をどう考えるかという、個人の自発的な学習ニーズに応じて提供される「教育サービス」をただ住民や国民が消費する学習観がそこにある、ということになります。

消費するというというのは、自分の欲求を満たすために、財やサービスを使うこと。自分の欲求を満たすという欲望に対して、社会の中にある、財やサービスを利用する行為を「消費する」という概念に当てはめていくと、やりたいことをどんどんやらせるようにサービスするというのであれば、自分の財産でやらせればよいではないか。行政が税金を使ってそのようなことを推進していくなんてことはいらない。という話になります。しかし、社会教育や生涯学習推進に、行政が制度や法律をもって行うことの意味は何か。「生涯学習」という言葉をそこに当てはめたとしても、社会教育に携わる行政のスタッフ、あるいは社会教育委員のような選ばれた人たちが働きかけ、まちや住民に対して、今よりもっとよくなってもらいたい、幸せになってもらいたい、いい地域を作って、お互いが、お互いを思い、心配をして、支えあう社会にしていきたい。ということを目指し、学校・社会教育が連携をして、あるいは社会教育が、教育を提供し、活動を展開していく中で実現していくので、税金を使ってやる価値があるのだという風に考えていくことができるのではないかと考えます。

ただ単に、教育サービスを垂れ流的に提供して、個人の満足を満たさせるというのは、社会教育や生涯学習振興ではありません。

社会教育をめぐる議論が数年前に起こりました。市町村が建てた公共図書館に指定管理者を導入して、(指定管理者とは、民間事業者が公共施設の管理・運営に参入することが許されている)新しい図書館を作りなおそうとしたときに、TSUTAYA を経営している民間事業者が選ばれ議論を呼びました。民間事業者が、指定管理者制度で指定管理者になることについては、なんの問題もありません。ただ、公共図書館運営の中に今までにないサービスを提供しました。あるコーヒーショップを公共図書館の一番いい場所に設置して、住民たちがコーヒーを飲みながら、ただの雑誌を図書館のラウジングコーナーを借りて、一日楽しむ生活をするという利用がなされました。ある一部のフロアは購買スペースとなっています。これが図書館学会を中心に大きな議論を呼びました。税金を使って行われる、公共図書館のサービスが、無料の貸本屋でよいのかということです。快適で、リラックスできて、住民がそこにいることによってくつろいで、楽しく過ごせる空間なのだからいいではないか、というわけです。その指定管理者は、住民のニーズをすべて吸い上げて、そして図書館には、こういうニーズがあるのだから、これを実現すべく図書館を計画しました。図書館学会からは、図書館は社会教育施設である。という話が出ていました。民間事業者としては、住民のニーズを受け止めて華やかなことをやり、開館時間も長くし、休館日もなくした。年間の貸出冊数も倍以上にした。何が悪いんだという言い分になります。逆に言うと貸出冊数を伸ばすために、大衆作家の本ばかり、目立つところに置いたのではないかと、ニーズということ、みんなが読みたいもの、見たいものということに変えていった。要するに学習に関する消費ということだけを、行政が税金を投じて、図書館でやっていくということではないか。ということが議論になりました。

私たちが生涯学習支援をやっていくときに、何を大事にしてサービスを提供し、教育を展開し

ていくのかをよく考えなければなりません。

自分のニーズ、個人の欲求はみんなあるし、そこで快適に生活する生活者の権利の一端に文化を保障していき、それを行政が生涯学習推進の場でやっていけば、事足りるのでしょうか。もっとたくさん、もっといろいろ、もっと便利に、もっと心地よくというニーズを実現していく「知の消費」の場になっていくという、社会教育施設でいいのでしょうか。

一方で、高崎市の図書館の館長の学会での話ですが、図書館長に着任した時にまず考えたことは、町村合併によって、一方の住民が自分の町の名前が消えてしまったことを悲しみ、残念な気持ちを持っている。そこで図書館では、名前がなくなった町の人たちの歴史、写真そして記録、そういうものを残すということをまず第一に考えて、町名がなくなった人たちと、新しい町になった人たちの交流会を考え、図書館がその一部を展開しました。地域の記憶と記録を保存する。資料の提供、人と人・もの・ことをつなぐ、地味かもしれないし、みんながそれを望んでいるわけではないかもしれないが、教育として、まちづくり、人づくりという視点から、図書館がやらなければならないことを、館長がまず取り組んだという話です。

これは知を育む取組です。みんながニーズとして持っているものではないけれど、今、町の中にある課題として、合併によって名前が消えてしまった住民がこの町の住民として幸せに生きていくことを目指し、社会教育は何をするのかをみんなで考えてもらうための教育のプログラムを作りました。

私たちがやっていかなければならないということは、まさにこういうこと。地味かもしれませんが自分たちの町、そしてそこに住んでいる人たちが、声なき声、問題に思っていることを拾い上げていき、そのことを学ぶ。みんなで考えるという施策を持った教育を提供していく。それがあればこそ、税金を使った社会教育あるいは生涯学習推進になるのではないかと考えます。

2006年に改正された現行の教育基本法第12条に、「社会教育」という条文があります。その中には次のようなキーワードがあります。「個人の要望」と「社会の要請」にこたえて行われる社会教育は、という一文が冒頭に出てきます。つまり、「社会教育」というのは、一つは学習者が、自発的な意思に基づいて、自らが学びたいことを社会の中で展開することを、社会教育が実現するための支援をしていくということ。もう一つは「社会の要請」にこたえるということです。先ほど言った知の消費だけに終わらせない。私たちの社会の中にある課題や、個人のニーズの中にはないかもしれませんが、みんなの町、私たちが暮らしている社会、これをよくしていくために、考えてもらえないかという形で提供する教育を併せ持ったものが社会教育だということだと考えます。みなさんも社会教育委員として自分の活動の場があります。その中で課題としてあること、みんなにわかってほしいことを、自認して教育の事業として、あるいは様々なサービスとしてやっていच्छゃると思います。それを今後も続けていくということが大切だと思います。

目先のアウトプットがないと、予算がつかないため、また、利用者数、実施回数というものが、行政の評価の指標のため、目立つこと、数字が上がること、ニーズにこたえることでアップするので、それに向けての事業の展開になりがちです。しかし死守しなければならないということが、私たちの社会の中にある公共的な課題ということになってきて、それについて考えてもらうという視野を持った教育の機会も社会教育あるいは生涯学習推進の中に含めていただきたい。

今後重視することの一つに公共の視点を掲げ、住民が学校・社会教育施設・企業・NPO等の民間団体との協働の中で、自らの意思に基づいて社会の課題にも取り組んでいく。自分の欲求を満たす学びだけでなく、社会の課題解決に取り組んでいく学習活動を支援していくことが、社会教育行政の任務なのです。

社会教育法にある社会教育委員の職務について確認をしていきたいと思います。社会教育委員は、社会教育に関し、教育委員会に助言するため次の職務を行う。

- 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 3 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

さらに平成26年の改正の時に2項目加えられました。

- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

私たちは、予算も縮小されているかもしれませんが、こういった職務を試されているし、やろうと思えば教育委員会に意見することもできるということをもう一度共有しておきたいと思います。

大学の授業の中で触れていることですが、1986年に「社会教育の終焉」という本が筑摩書房から出版され、かなりインパクトをもって業界に衝撃を与えました。法政大学の政治学の先生が論じたことですが、「国民主権の個々の国民の市民としての成熟を条件としている。成熟した市民は『オシエ・ソダテル』対象ではありえない。それゆえ、国民の市民としての未熟を前提としてのみ社会教育行政ないしその理論が成立しうる。とすれば、市民の未熟という社会教育行政の前提が今日すでに破たんしていることは誰しも承認せざるをえないであろう」ということが書かれていて、さらに、「私たちの日本社会は高度経済成長を経て「都市型社会」への移行を果たして、そこには成熟した市民が現れて、オカミすなわち国や行政が国民を「オシエ・ソダテル」タイプの社会教育は古い時代の遺物なんだ。」という言い方をされた。国民の高学歴化、市民文化の成熟という状況下では、社会教育行政は不要であるとも言っています。地域施設で言えば、社会教育行政による公民館ではなく、市民参加による自主管理のコミュニティセンターを作ればいいという提案もされました。「さあ、皆さんどう感じますか。反論してみてください。」ということ私の授業では、学期末の試験では出します。

本当に私たちは、都市型社会へ移行した中で成熟した市民として足りているのかという問題があります。広井良典先生（京都大学 教授）は、日本社会の在り方について、「戦後の日本社会は、都市型になったかもしれないが、農村から都市への人口大移動の歴史であったが、都市に移ってきた日本人は本来の意味での「都市型コミュニティ」を作っていくことができないで、「カイシャ」と「核家族」といういわば“都市の中のムラ社会”とでもいうべき閉鎖的なコミュニティを形成したに過ぎない」と言っています。「都市の中のムラ社会」とは何かというと、ムラというのは外との交流や、外に開かれた集団ではないという前近代社会の村落共同体。集団の内部「わたし」と「あなた」という家族共同体の中では、お互いを大事にし、助け合う。企業も同じ会社の仲間内では、福利厚生がちゃんとしていて面倒を見てくれる。しかし、「わたし」と関係ない外の人に対しては、閉鎖的な「ムラ」というのは、よそ者に対しては冷たい。これが一つの特徴だということです。企業社会そのものも、終身雇用制がなくなって、非正規社員を活用することによって、どこまでも保障するという共同体とは関係なくなりました。日本社会では、経済は成熟化しましたが、今後、経済成長だけを旗印とした社会は期待できません。都市の中の閉鎖的なコミュニティの在り方というのは、日本人は困っている人に対して手を差し伸べようとする気持ちです。同情はすごくするが、よそ者は受け入れないという感情が強い社会。難民の問題や外国人労働者の規制ということについては、日本は門戸を閉ざしています。いい国民だが、自分の利害を同じにしない外の人間に対して冷たく関心が薄い。そう

いう中で、家族共同体から落ちこぼれた人とか、外国籍の人とか企業社会から離脱せざるを得なかった人たちといった、社会的孤立という問題が今日の社会の中にもあるのではないのでしょうか。

社会教育や生涯学習というものは人と人とのつながりを、会社や家族共同体などに属さない血縁とか職業的な場ではない価値で結ばれた人たちの共同体を新たに作る装置として 21 世紀に非常に大きな役割を發揮していくのではないかと考えています。

21 世紀の日本社会ということでいろいろなことが言われています。その中で生涯学習・社会教育行政で私たちは、社会教育委員として担っていかなければならないことは何なのかという、「つなぐ」ということが一つキーワードとしてあります。そして「活かす」ということ。高度情報化社会、DXが言われていますが、格差社会になっていくことは必至です。高度情報システムを使って、経済活動に、知的活動に邁進していく一方で、それを使えない人たちが必ずいます。その人たちをつなげていく、誰かが助けていってあげるということを、社会教育あるいは社会教育行政がやっていくということが大事なのではないかと思えます。今回コロナワクチンの予約をスマートフォンやパソコンでやらなければならないくて、高齢者の多くがそこにつなげることができず困った。それに対して中学生がボランティアでパソコンやスマートフォンからコロナワクチンの予約することを手伝ってくれたことなどが、新聞報道等でかなりいろいろ取り上げられていました。そうした潜在的な学習欲求を抱いているが、いまだ学習をしていない人たちをつなげるということを私たちは担っていかなければいけないのです。先ほど、公共的視点を持ったものに住民の学びをつなげるということは言いました。そして、学びを通じて人、異なる世代をつなげるということだと思えます。中学校のクラブ活動が地域社会とか、民間業者に委託するということになりました。異世代の人たち同士が、自分たちのできることをやりながら世代と世代をつなげていき、そしてお互いが知り合って地域の中であいさつができる社会になっていけば、孤立化して、誰が誰なのかわからないという寂しい地域ではなくなっていくはずで。一人一人が学習を通じてみんな元気になれるように、社会教育委員として、「つなぐ」、そしてみんなが持っている能力を「活かす」ということに、さらに意識を向けて自分ができる場で活躍をしていっていただきたいです。また話す機会もあると思えますので、続きはその時に。今日はこれで終わりにしたいと思います。

4 令和4年度神奈川県社会教育委員連絡協議会研修会

講演 「地域の教育力を引き出すために」

～社会教育委員ができる「人づくり、つながりづくり、地域づくり」の視点から～

講師 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ 氏

私自身、文部科学省の中にある国立教育政策研究所で国の教育政策を立案していく時に必要な資料、国政調査を担当する部局で、社会教育を専門とする調査官、研究官をしています。

社会教育委員の皆さんに、これからの生涯学習・社会教育がどういうところに焦点が当たっているのかということを知っていただきたいと思います。

障害者の生涯学習推進が、これからとても重要なキーワードとして進もうとしています。公民館や社会教育の様々な施設で、障害者の生涯学習を首都圏は関わっているところもありますが、長い間広島におり、地方都市の中ではなかなか障害がある方の学習機会を社会教育機関・施設が担うということは珍しいということを知っています。神奈川県はどうでしょうか。障害のある方たちへの社会教育、自ら学びたいと思うものを学べるようにしていく仕組みづくりが問われています。

社会福祉の領域や医療現場等で障害がある方たちの学習機会が用意されていますが、誰かが作ったコンテンツを学ぶというよりも、自分が学びたいと思うものを、地域のみならず仲間づくりをしながら学んでいくことが今問われているところでもあります。昨年、「共生社会のマナビ」という、障害者の生涯学習支援のガイドブックを作りました。ホームページで「共生社会のマナビ」で検索するとすぐに見つかります。参考にさせていただきたいと思います。

もう一つ、社会教育士に関する動画を見ていただきたいと思います。令和2年度から始まった社会教育士という新しい制度で、養成課程を履修すると、社会教育士という称号を名乗ることができるようになりました。

社会教育行政の中で働く社会教育主事の領域よりももっと広く、地域づくりや福祉、観光の新しい分野に社会教育を広げていくことが、これから求められている社会教育の姿の一つです。どんなところと関係してくるのか。3分間にまとめたダイジェスト版がありますので、見ていただきたいと思います。

(動画) <https://www.youtube.com/watch?v=88sfDMGmEFY>

「社会教育士PR動画～様々な分野で活躍する社会教育士～（3分版）」

登場された方々は、社会教育士、社会教育主事で社会教育行政で働いている人ではなく、NPOの代表、オリンピック組織委員会で働いていた方、市役所の防災課の課長が、それぞれ社会教育を学んだノウハウを生かしながら地域づくり、まちづくりに繋がっていく支援をしています。

これからの社会教育は、公民館や様々な生涯学習施設の中で、自ら望むものや求めているものを学ぶ機会をつくること、皆さんで地域活動をするのも、とても大事なことです。そこに地域課題を解決していくとか、地域に必要な様々なサービスを行政に頼らず自分たちで助け合いながら、学び合いながらいかにつくっていくのかが、社会教育の重要性だということを見いだして政策的にも展開しようとしています。

その地域の持っている繋がりづくりや、地域のまちづくりの活動を、子どもたちの将来、未来につなげていくことを意図して使われた言葉が「地域の教育力」という言葉です。少し歴史的な経緯も振り返りながら、地域の教育力を改めて考えていただきたいと思います。

後半の部分では、「地域の教育力」というと、郷土の自然の恵みから得られる自然体験を想起しますが、それ以外に、今の時代だからこそ求められている地域の教育力の姿というのがありますので、ぜひそのあたりの新しい動向を皆さんに紹介し、一緒に考えていきたいと思えます。

本日のねらいは二点あります。一点目は、「地域の教育力が求められている」という、政策の動向も踏まえ、地域の教育力とは何を指しているのかお話ししたいと思います。

二点目は、「今問われている地域の教育力の質」についてです。社会の要請とともに、求められる教育力も変わっていくので、それを紹介したいと思います。

まず、歴史的な展開について触れていきます。子どもたちの成長を考えていくときに、子どもたちは学校と家庭と地域という三つの空間の中で生活をしています。家庭も地域の中の一員ということで、家庭教育をそのまま教育行政が取り扱うことはできません。家庭教育支援は社会教育でできますが、家庭教育がどうあるべきかは、家庭の保護者自身が考え、実行していく教育であるため、行政としては取り扱いにくいものであります。

そこで、学校と地域が連携協働をどう展開していくかについて、戦後すぐから、言われています。当初は、戦後の教育施設が不足している中で、社会教育が、学校の図書館、体育館など様々な教室を貸してもらい、学校教育が公会堂、文化センター、文化ホールなどを借りることで、子どもたちの成果発表会の場として活用し、お互い譲り合いながら連携していこうというのがもともとのスタートでありました。

その後、地域の教育が、都市化、過疎化の問題、核家族化の問題、地域で行われていたお祭り、農業の共同作業など、地域の繋がりが薄れてくると、学校教育の持っている学習機会の中に、社会教育で活躍している人たちの専門性を取り入れていこうとしたのが30～40年ぐらい前です。学社連携、学社融合と呼ばれていました。

大きく政策が展開したのは平成14年（2002年）完全学校週5日制が導入されたことです。今の大学生は、学校完全週5日制が定着した後の学校生活なので、土曜の午前中まで学校があったことを信じてくれません。皆さんの周りの子どもにも、我々が子どもの頃は土曜日でも学校があったことを話してみてください。

社会の変化が早いということを感じました。学校週5日制を導入する時に言われてきたのが、学校ばかりに、子どもたちの教育や学習や成長の機会を期待するのではなく、地域社会の中で、学校以外の場で子どもたちが活躍できる場所をつくっていこうとした流れが2000年代前半です。

今、社会教育で重要視されている活動の一つが、「学校を核とした地域づくり」と呼ばれている地域学校協働活動という取組です。

学校週5日制が出された時には、子どもたちが地域の中で活躍できる場、地域の中で過ごせる場を増やしていこうということでありましたが、年月が経ち、子どもたちが地域の中で学べることができる様々なスキルや資質能力は、これから生きる力を支えていく、重要なものと位置付けられるようになっていて、学校と地域が足並みをそろえて様々な教育機会を作っていこうと言われたのが平成29年です。

社会教育法が改正をされて、社会教育行政の、とても重要な役割として社会教育法の中にも位置付けられています。

地域学校協働活動を推進していない自治体はありません。社会教育法にのっとり社会教育を推進しています。教育行政にあって、地域学校協働活動をやっていないということはありません。

学校を核とした地域づくりと、地域とともにある学校づくりのコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）というのが機能しています。

学校を核とした地域づくりをもっと活性化していこうという、社会教育の取組と地域の

様々な声を地域の第三者として、多様な専門性を持っている地域の人たちに、学校運営の充実、改善に貢献してもらおうという制度がコミュニティ・スクールです。

この二つの動きを一体的に推進することが、今の社会教育行政の中では非常に重視されているところです。

地域学校協働活動というものが、一体どんなものかを特に取り上げ話したいと思います。文部科学省がまとめた地域学校協働活動の定義としては、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動であると説明しています。

例えば、登下校の見守り、通学路の学校周辺の環境整備、子どもたちへの読み聞かせ、授業の補助のゲストティーチャーがあります。最近では、文化庁とスポーツ庁が、学校の部活動（特に中学校の部活動）の地域移行を方針として打ち出し、令和5年度より実施開始するということが報道されています。

企業や様々な専門機関との連携によって出前授業など、より専門性の高い良い教育を、学校の子どもたちに届ける土曜学校が一番思いつきやすいと思います。

バス通学の学校であっても毎朝子どもたちのために、学校の玄関で立って挨拶をしている地域の方たちをたくさん見たことがあります。

それから2番目に思いつくのは、放課後子ども教室だと思います。土曜日や長期の休業期間中の学校で、地域の人が子どもたちの様々な体験活動を応援しているものです。

中高生を中心に学習支援があります。経済的、地域の特性によって、塾に通えない子どもたちがたくさんいます。地元のOBや大学生ボランティアなどの支援を受けながら、中学生や高校生の学習支援、宿題を見ています。

家庭教育支援チームのような取組です。就学前の子どもを持っている保護者たちの取組と思われやすいですが、友達同士の喧嘩をしたときの仲直りの方法や、スマートフォン、テレビゲームの使い方やルール、進路、いじめや不登校の問題など、中高生の育ちに対して家庭教育支援チームの手が届いていないなど全国的に感じています。

地域のボランティアやお祭りへの子どもの参加、地域課題解決学習が本丸となっています。地域の支援を理解して、その魅力を学校教育の中で、実際に学習活動もしくは学校の行事として、地域についての学習や様々な体験を学校の学びに結びつけていく取組が、地域学校協働活動だと定義されています。

地域学校協働活動を推進していこうというきっかけは、平成18年に教育基本法が改正されて、学校、家庭及び地域住民の相互の連携・協力が教育基本法の13条に追加したことだと言われています。

平成18年は、学校教育任せの子育てや次世代育成を見直さないといけない、ということが言われていました。

学校が大変だから、地域や家庭が肩代わりしていくべきだということとは少し違います。子どもが成長していく中で、子どもには家庭、学校以外の場所が絶対に必要だということです。

特に、ひとり親家庭が増えています。親と子、この2人の関係の中で、子どもを叱ったり喧嘩してまでもルールを守らせたりすることは困難です。2人しかいないことで喧嘩してしまうと、子どもにとっても親にとっても家庭の安らぎではなく、窮屈で苦しい空間になってしまいます。

昔は、たくさん家族がいて、様々な親と子の関係で役割分担が自然にできていました。家庭以外の場で子どもたちが、叱られたり、褒められたりするということが大事です。斜めの関係が大事ですという方もいますが、一般的な用語ではないので、説明をしておきま

す。縦の関係は、子どもと一対一で関わる大人の関係、大人と子の関係です。横の関係は、友達同士の関係性です。斜めの関係とは家族以外の、地域のおじさんやおばさん、おじいちゃんやおばあちゃんが直接的にその子の将来や未来、生活に大きく関与するわけではありませんが、その子の成長を見届けてくれる存在で、この斜めの関係がとても大事だと言われています。社会教育の中で斜め関係をどう育成できるのかを常に考えています。

子どもたちが減少したり、都心部へ子どもたちが吸い取られたりする地域の危機的な人口減少に悩んでいる地域もたくさんあると思います。

広島では、成長すると東京に、立派になってこいよと送り出す文化があります。日本で若者人口が最も首都圏に移動した都道府県ワースト1か2というようなデータが出る地域です。

親、先生の縦の関係の人たちは、子どもが都会に行きたいという進路希望をしたときには、「地元にいればいい」「都会なんか出て行かなくてもいい」と言えません。縦の関係の人はそれだけ責任を負っています。その子の幸せを本気で考えていますので、簡単に都会に出ていくことに反対はできません。

近所のおじいちゃんやおばあちゃんぐらいいは言ってよいのではないのでしょうか。

「あんたおらんくなったらさみしくなる。都会なんか行かないで。」

「あんたがいなくなったらあの祭りの神輿は誰が担ってくれるの。」など。

故郷は大事だと若者を引き止める役割は、近所のおじさんやおばさんとか、おじいちゃん、おばおじいちゃんではないかと思えます。

今まで子どもの面倒を見ず、顔見知りでもない近所の方に言われても、子どもにとっては知った話ではありません。子どもの心に刺さるためには、子どもの頃に世話をしてくれた地域の大人から、進路で地域を出てしまっても、帰ってきて欲しい、貢献して欲しいという気持ちを伝えていくことが重要です。

斜め関係をいかに地域の中で作っていきけるか、斜め関係を作るための機会・チャンスは、社会教育の中にたくさんあります。

子どもの成長を支える大人の横の繋がりが、子育てをしているうちに学校任せになり、地域の中で薄れてきてしまっています。例えば、子ども会の加入率や、子ども会がなくなったという話をよく聞きます。

様々な社会教育関係団体のボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団など、体験活動をしてきた団体が担い手不足、子ども不足で参加者不足ということに、苦勞をしています。それは子どもの成長を支える大人の横の繋がりがなくなってきている現れです。

子ども会は典型的で、名前は子ども会だが、子どもを持つ親同士が自分だけではできない様々なレクリエーションや楽しみを、親同士協力し合って、子どもたちのためにいい機会を作っていこうというのが子ども会の仕組みです。

人口減少の少子化の日本の社会の中で、子どもたちにより良い教育をしていこうと思えば、学校と地域の相互信頼というのをどう構築していくのか、社会教育が地域づくりの基盤整備を進めていかなければならない大事なミッションです。

これ(スライドNo. 5)は厚生労働省が出してる子どものいる世帯と、子どものいない世帯を比較したグラフです。

1986年は、子どもがいる世帯と子どものいない世帯は、およそ半々でした。2軒に1軒、子どもがいました。令和元年(一番新しい統計)は、21.7%、5軒に1軒、子どもがいる世帯となっています。

2軒に1軒子どもがいる家庭があれば、うちにはいないが、隣には3兄弟がいる。うちにはいないが友達の孫は4人いる。そのような時代では、校長先生が変わったとか、あそこのお兄ちゃんは甲子園行くらしいよとか、子どもたちのことや学校のことがよくわかって

いました。

それが今、行政や志を持った地域の人が子どもたちの活動を口にし、子どもたちの情報に耳を傾けて生活して、アピールして意図的にこのような活動を増やしていかないとわかりません。

学校と家庭以外の地域の大人が子どもに関わる機会や人材を増やしていくと、教育環境そのものを維持向上させていくことができます。そのために社会教育が必要で、学社連携や学社融合の時代とは違うレベルで、地域の大人や社会教育の関係者たちが学校と足並みをそろえて、子どもたちの学びの場や学びの参画に応援する人たちを増やしていく活動をしなければ、子どもたちの健やかな成長を守っていくことができません。

私が子どもの頃は、家から帰ればランドセルを玄関先に投げ捨てて、どこで何をしようかと、暗くなる前に帰れば叱られない。そんな平和な時代だったが、今はたとえ都会じゃなくてもできません。友達の家遊びに行く前には、親がその友達の家で電話をして、確認をし、親同士が友達でないと子ども同士が遊べません。

そのような社会になってきています。だからこそ、社会教育が持っている様々な教育の機会や、体験の機会を豊かな資源として子どもたちに提供していく動きを意図的に増やしていかないと、子どもの成長が追いつかなくなってしまう。

この地域学校協働活動に、熱心な地域の人たちがどうしても必要です。

親や先生や友達ではない人達と気軽にいられる場所を作ることやボランティアを増やすことが非常に重要で、地域の人たちは地域でしかできない、様々な方法やアプローチ、子どもたちとのつき合い方を見直してもらえないかお願いをしています。

最近では、コロナ禍の影響で子どもたちの不登校が急激に増えていると報道で言われています。学齢期にある子どもが、学校に行きたくないと学習を受けないというのは非常に残念なことで、不登校の問題で一番深刻なのは何かというと、家庭しか居場所がなくなってしまうということです。今の子どもたちの多くは、家庭と学校にしか居場所がありません。

学校に普通に通っている子たちの方が実は、家庭と学校以外の居場所と関わる人がいません。その子たちのコミュニケーション能力、コミュニケーションの機会は少なくなっているのではないのでしょうか。

毎日いろんな社会教育施設や学習機会、地域の活動などの集まりに出かけ、そこで地域の一員として活躍できる子どもがいるとするならば、その方が学ぶ機会が多くなると思います。学校へのお手伝いや応援は、最初の入口としてはよいが、地域の大人だからこそできる子どもたちへの支援や関わり方を、私たちは地域の一員として考えていかなくてはなりません。

もう一つ、

学校は顔が見える。校長先生、先生、子どもがいる。集団としてくくることができる。

しかし、地域とは誰のことを言うのか、よく聞かれます。

すべての人を組織化して、地域として呼びたいが、余裕がある人となない人、気持ちがある人となない人、子どもがいる家庭といない家庭があるので、それは無理やりの地域です。子どもを持つあなたはこの地域に住んでいるから地域の子どものことを大事にする一員と言われても、うまくいきません。

地域と言っても子どもでも、誰でも何でも関わってくれていいわけではありませんので、学校という公の場で、教職員と一緒に子どもたちに愛情とか関心を持って、子どもの成長に関わりたいと思う人、そのような人は地域に数人しかいないかもしれません。最初は、学校、先生と協力しながら関わります。そして、子どもたちの成長や健康を見守りたいと思ってくれる地域の大人は、多くはないが、必ずいるので、そういう人同士をつなぎ合わせて、そのネットワークを地域と呼び、共に活動していかないと呼びかけます。

緩やかなネットワークは、見守り隊で見守る子をつなぎ役として、活躍する人たちを地域コーディネーターと呼び、地域学校協働活動推進員という名前をつけ、社会教育の中で配置していくことが進められています。

そうした組織を地域学校協働本部と呼んでいます。子どもたちの成長を中心に考えられる地域の繋がりや地域づくりを考えていくことが社会教育の中で非常に重要なテーマとして求められています。

こうした地域の横の繋がりが、学校教育とリンクしてくるということが言われています。地域と学校が連携協働して行っている「ふるさと教育」「ボランティア活動社会奉仕活動」があり、「うちの地域は十分やっているから大丈夫」とよく聞きますが、その領域以上に学校と地域の連携が求められていますので新しいトピックスとして、一緒に情報共有したいと思っています。

日本の学校教育では、学習指導要領で、学校で教える内容が示されていますが、「社会に開かれた教育課程」というキーワードで、令和2年度に小学校、3年度に中学校、今年度は高校の学習指導要領が改訂されています。学校教育を通じてよりよい社会をつくる力を育む学習を実現していこうということが言われています。

子どもたちはなぜ学ぶのか、なぜ学んでいくのかを考えると、その地域でより良い社会の構成員としてその地域で活躍し、多くの地域課題を解決しながら、生き生きと生きて活躍することを願いながら子どもの成長を支えています。実際の地域の本物の課題や素材、問題の発見、課題解決の方法を学校の中で学んでいくことが示されています。

実際に子どもたちが、自分自身で学んだことを生かしながら自分の社会を変えることができるということ感じられる学習機会や、子どもたちを支援する多様な大人たちを作り、支えていかなければなりません。このことが学習指導要領の中では「社会に開かれた教育課程」と示されており、実際はどのようなものかという、NPO法人カタリバが、マイプロジェクトというプログラムを毎年提供しています。

これは高校生たちが自分たちの実際の本物の課題を、仲間を集めて解決し、プレゼンテーションをし、地域を変えていくということを、学校の授業の中や学校の部活動の中で取組んでいるものです。

取組紹介の動画がユーチューブに公開されているので、動画を流します。

(動画) <https://www.youtube.com/watch?v=pwdaCQFdIN8>

「マイプロジェクト取り組み紹介」

高校生たちが、自分のやりたいことや解決したい地域課題の解決方法を、プレゼンテーションして多くの人たちの賛同を得るといったようなプログラムが行われています。

こういう高校生で、こういう地域の子どもたちだったら一緒に働いてみたり、一緒に近所で地域活動してみたり、社会のパートナーとして受け入れ、一緒にやっていきたいと思いませんか。

進学校の子たちばかりではなく、特別な子たちではありません。きっかけを与えるとことで、自分のおじいさんが亡くなった経験を生かして社会を変えていきたいというプレゼンをするようになります。

高校生で急にできるようになるわけではなく、小学生には小学生、中学生には中学生に合った地域課題の解決の活動や、地域で一緒に取り組む人たちの仲間づくりなどの経験を積んでいかないと、このようなマイプロジェクトで自分のやりたいことを言葉にすることはできません。社会の繋がりの中で学ぶということが、今の学習指導要領に重要な概念の一つです。

文科省のパンフレット（社会に開かれた教育課程）にある、変化の激しい社会において、子どもたちが困難を乗り越え、未来に向けて進む希望や力を持つためには、「自分自身が社会に関わることで地域が変わる」と感じる必要があります。

社会教育委員の皆さんは「私がこの地域で社会教育に関わることによって、よりよくしていこう」という使命感を持っていられると思います。

地域を変えていく、地域をより良くしていきたいと思う子どもたちを私たちは意図的に育てていかななくてはなりません。特に人口減少で子どもの数が少なくなってきていますので、この社会をどうにかしなくてはならないという使命感を持った高校生や大学生、大人、若者を育てていくために、地域の中で、私たちは子どもたちにどれだけの愛情を注ぎ、どれだけの学習機会や、共感したり一緒に感動したりする機会をつくっていかなくてはなりません。

子どもたちの期待にこたえられる社会教育をつくっていかなくてはならないと思っています。

こういうマイプロジェクトの取組は、教育課程の内容の充実や新しい学習指導要領では、「総合的な探究の時間」という学習も、学校教育で、授業として実施することが求められています。求められているからやらなくてはなりません。

それは学校だけでは絶対につくれません。学校が地域とパートナーシップを組もうと思ったときに、大きな頼りにしてもらえる地域の機関が社会教育であったり、公民館であったり、そして地域の中で地域づくりのリーダーとして活躍している社会教育委員の活動だと思っています。

ぜひ、皆さんの地域の学校で、総合的な探究の時間で何をやっているか、機会があれば見てほしいと思います。マイプロジェクトの子どもたちの姿を見てわかるように、今大学入試のあり方も変わってきて、ペーパーテストで大学に入ると子どもたちばかりではなく、こうしたプロジェクトでしっかり主張ができて、私はこれをやるためにこういう準備をしたいといえる子は、どこの大学行ってもよりよく学べるはずで、推薦入試のあり方、子どもたちの学力について、高校教育は、大学入試のあり方変えないと変わらないとよく言われますが、実際に大学入試のやり方が変わってきています。AO入試の推薦枠を国公立大学は、ある一定の枠で取っています。

推薦入試で子どもたちの学力を見極めて取る、ペーパーテストだけでは駄目だということが当たり前になろうとしています。

子どもたちの将来が不安ではあるが、それを支えられる力は地域の斜めの関係や、地域づくりでやっていかなければならないことなのかなと思います。

地域の教育力とは、かつては地域の人たちが子どもたちと一緒に伝統かつ伝統的な文化活動だったり、スポーツ活動だったり自然体験活動をしてあげることでしたが、今必要な子どもの学びは、学校の力だけでは用意できませんので、地域の教育力を学校の教育力とともに子どもたちに注ぎ込める意識や認識を持った地域が今、求められています。

皆さんの持つ生涯学習の成果は、次の世代の子どもたちが成長していく上で、とても重要な資源になりますので、地域の中で、学校と一緒に子どもたちの成長に支えられる機会や行事や取組がないか、それが今すたれているようであれば盛り上げ、今の時代に合った形にしていくことを、社会教育委員の会議の中で、議論してほしいと思います。

地域とともにある学校づくりというところで、学校の運営をどうしようかという話だが、子どもたちの教育や学校の運営がどうあるべきかを考えるために、子どもの成長を支える大人同士の横の繋がりや、学校、家庭、地域と一緒に教育の目標意識を共有する機会を設けたり、子育て世代の親の抱えている社会的課題にもっと関心を持ち、一緒に子どもたちを育てるような地域住民を増やす活動、子どもの課題や教育の課題を地域が盛んに話したり、

一緒に勉強会をしたり、協議したりするという、社会教育の営み自体が学校を核とした地域づくりとして今求められています。

きらきらと光る若者たちを、このように送り出していくために、私たち社会教育のメンバーには、何ができるのか、一緒に考えてほしいと思い、本日話をしました。

参考文献も載せておきましたので、今の新しい教育とか、今求められている教育のあり方を幅広く用意しましたので、近くの図書館でお手に取ってほしいと思います。

【質問・感想】

(藤沢市社会教育委員より)

大変わかりやすい講義で、現在の課題について理解することができました。地域学校協働活動の重要性と必要性、斜めの関係の理解が進みました。

これらをどのように具体的に進めるのか。ボランティアサポーターをどのように参加させていくのかを教えてください。

さらに、参加することによって、ボランティアサポーター、その人たちには、どういったメリットがあるのか教えてください。

参加したいという意欲はありますが、今ひとつ参加できないという人たちの背中を一步押すような取組が、今までのご経験であれば教えてください。

また、各地域での具体的な取組があれば、教えてください。

(志々田氏)

横の繋がりをいかに作っていくのかということが大事です。

今、公民館まつりもなかなか開けません、地域で様々なお祭り、フェスティバルなどいろいろな地域の行事があるときに、自分たちの団体だけでやろうとするのではなく、他の団体、今まで入っていなかった人たちを呼び込んでくるということが重要です。つい、自前でやった方が楽で、いつもの通りでやってしまいがちですが、今まで会ったことのない多様な人たちをどう引き込めるのかを会議で話し合います。「少しでいいから手伝ってくれないか」という最初の入口で、緩やかなつながりでよいと思います。楽しくないと社会教育で進んでいきませんので、同じ舞台に、最初はお願いしてでもいいので、立ってもらい、優しく大切に、これから一緒にと、声かけしていくような、地域のリーダー同士の繋がりが横の繋がりを作っていけるのではないのでしょうか。実際に盆踊りをやめてしまった地域が、地域学校協働の一環で、復活させて始めたら、200人ぐらいしかいない集落に、500人ぐらい人が集まったという話を聞いております。

(小池会長)

この地域学校協働本部の立ち上げに関し会議に出たことがあります。地域学校協働本部の会は学校教育がすごく主導権を握っています。地域の自治会長さん、社会教育委員がメンバーでいられますが、発言をするという余地がありません。どうしても学校主導のところに社会教育が手伝わされているというニュアンスが、払拭できなかった。学校教育と社会教育の関係性をフラットなものにしていくために、何が必要か教えてください。

社会教育で、社会教育委員さんや公民館でいろいろなことをやっているところに、学校に通う生徒・学生を、引き込んでいくこと、若い人たちを引っ張り込んで、地域の社会教育を、担っていく者に育てていくという視点も非常に重要であると考えています。そのことについてどうお考えでしょうか。

(志々田氏)

学校教育中心については、学校も、変わらなくてはなりません。学校運営協議会制度も含めて、地域とのつき合い方、関係性を見直す時代にきています。

最初は敷居が高く、その周辺の役割くらいしか任されないかもしれませんが、確実に時代

が変わってきた。10年前よりも学校の先生方が変わってきているのを実感しています。すべての教育委員会でコミュニティ・スクールや地域との連携・協働のあり方について研修がされています。学校の先生方の研修の機会が多く、変わってきています。これを5年続けていくと随分と学校の管理職の意識も変わってきます。社会教育の広い心で、もう少し学校の成長を待ってほしいと思います。

あと、学校の先生方は子どもが実際に変われば、すぐによいものだとわかり、子どもの成長に繋がることに対し、本当に身を粉にして協力してくれます。

時間はかかりますが、信頼づくりを続けていくことが必要であると思います。あと、社会教育の場に子どもたちが来てくれるとよい。しかし、学校教育の子どもたちが社会教育に来てもらうと、社会教育でやっていた自由さや多様さとか、選択できるというよさが、学校教育の子たちが来ることによってかちかちになってしまう可能性があります。

あと、大人同士だからこそできることで高校生や小学生が入ってくると、できないことが出てきてしまいます。

開く場所を社会教育も用意して、子どもたちに来てもらうというものがあると、地域の方たちの「何で学校のために」というような負担感が解消されます。実際に多様な年齢の人たちとおつき合いをするととてもみんな喜んでいきます。

社会教育の中で、地域の子どもたちに見本にしたいような大人たちの学びの機会みたいなものに、小中高の子どもたちが参加できる機会を、公民館がつくっていけるといいということのを思いながら小池会長の話を聞きました。

(小池会長)

社会教育と学校教育の連携、社会教育の人たちが意見をいえるような、学校が変わっていくべきだということを行政の会議等でご発言いただきたい。学校運営のためのボランティアも、学校側が敷居を高くしている部分があると思います。そのことに対し、志々田先生が啓発していただくことで、連携も進んでいくのではないかなと思っています。よろしくお願いします。

(志々田氏)

資料の最後にメールアドレスが記載されています。質問があればそちらに送付してください。

Ⅲ 地区研究会報告

令和4年度神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会（愛川町会場）報告

- 1 テーマ 「愛川町を愛する～ふるさと愛川の豊かさと愛着を感じる
社会教育の振興をめざして～」
- 2 目的 県内の各市町村の社会教育委員が一堂に会し、それぞれの地域での取組や社会教育の今日的課題について研究協議・情報交換することにより、資質の向上を図る。
- 3 主催 神奈川県社会教育委員連絡協議会
- 4 主管 愛川町社会教育委員会
- 5 日時 令和4年11月21日（月）13:00～16:00
- 6 会場 愛川町文化会館 ホール
愛川町角田250-1
- 7 参加者 120名（社会教育委員81名、
市町村担当者等39名）



8 日程

<ウェルカム動画>

「愛川百年旅」

<式典>

司会進行

愛川町社会教育委員

茅 孝之

開会の言葉

愛川町社会教育委員 議長

萩原 庸元

主催者挨拶

神奈川県社会教育委員連絡協議会会長

古矢 鉄矢

来賓祝辞

神奈川県教育委員会教育局生涯学習課長

信太 雄一郎

愛川町教育長

佐藤 照明

<人権講話>

「愛川町の人権擁護委員活動の紹介」

愛川町人権擁護委員

中村 功・小島 典子・大貫 昭子・引木 和子・野口 博史

<事例発表①>

「人のつながり」

愛川町社会教育委員

本多 照美・片山 智絵子・富沢 公三・大矢 直和・
茅 孝之・野口 昌宏

<事例発表②>

「文化の継承」

愛川町社会教育委員

木藤 美智子・齋藤 光枝・山口 淳・成瀬 和治・
古座野 君夫

<質疑>

<閉会>

愛川町社会教育委員 副議長

木藤 美智子

9 発表内容

(1) 人権講話 「愛川町の人権擁護委員活動の紹介」

人権とは人間が人間らしく生きる、生まれながらに持つ権利で、子どもたちには「命を大切にすること、みんなと仲よくすること」を話しています。人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決の手伝いや人権侵害被害者の救済、啓発活動を行っています。しっかりと



相談者に寄り添うことが大切で、5人の人権擁護委員がそれぞれの人生経験を生かし、意見を出し合いながら活動しています。

人権教室は、平成31年度に子育て支援課に相談してスタート。町内保育園児を対象に、紙芝居を読んで人権の話をしました。翌年には発達段階を考慮して絵本を選び、子どもたちに伝わるように話し、保護者への手紙も渡しました。子どもたちが人権を考える貴重な時間になったと感想がありました。



また、企業研修として、特定非営利活動法人の従業員を対象にセクハラ・パワハラ防止研修会を実施しました。人権擁護委員について紹介し、分担してセクハラやパワハラについて説明した後、事例をもとにみんなで考える時間を設けました。

定例の活動としては、毎月1回の人権相談のほか、厚木や横浜の法務局で電話相談を受けています。人権作文やポスターの募集は、人権啓発活動の一環として、作品を通して人権に関心を持っていただくために実施しており、代表作品はポスターにして学校や公共施設等に掲示しています。

子どもの人権SOSミニレターの取組みは、全国的に実施しており、子どもたちが悩みやこまりごとを書き投函すると、人権擁護委員が返事を書きます。虐待やいじめ、不登校などを予防したり、発見したりして、早期の対応に協力しています。

毎年12月には人権週間があります。「人権啓発のつどい」では、人権作文の朗読、ポスターの展示や表彰をします。街頭啓発として、人権に関するパンフレット等を配っています。また、人権擁護委員の活動を紹介するパネルを作成し、展示しました。

一人一人が相手の人権を考えて尊重して生きていくこと、自分を大切に生きていくこと、心のバリアフリーを考え合えるような地域社会になることを願い、今後も一丸となって活動していきます。

(2) 事例発表① 人のつながり

人のつながりグループは、「愛川町を愛する人材を育成する」という理念のもと、地域と学校の連携・協働を軸に、さまざまな団体をまとめ、地域総ぐるみで子どもを育てる体制づくりを進め、子どもたちと地域のさまざまな方との関わりをつくりたいと考えました。そうした思いから3つのポイントを考えました。

①人材育成 ②ネットワークづくり ③子どもたちと地域の方との交流促進

<わたしたちの思い> 茅委員



私は、小さい頃から地域のたくさんの方々とふれあい、たくさんを経験をしてきました。そのおかげで愛川町が大好きになり、ここで仕事をして暮らしています。みんなで子どもたちを育てる意識が、地域をよくします。その育った子どもたちが、また地域をよくしていきます。ひとづくりはまちづくりです。ジュニアリーダーや子ども会の活動、高校生とのワークショップ、

ふれあいレクリエーションでの世代間交流等で、子どもも大人も笑顔になります。まずは大人が元気に活動し、その背中を子どもたちに見せていきたいです。自分たちのまちは、次代を担う子どもたちと一緒につくっていきたくて考えています。

<かみくま子ども食堂> 本多委員

かみくま子ども食堂は、夏休みや春休みに、子どもたちが学習して、友達や地域の大人たちとわいわい言いながら楽しく食事ができる場をつくりたいという思いで始めました。実行委員3人を中心に自治会、老人会、育成会、民生・児童委員、地域の方々に声をかけ協力いただきました。地域内外の農家や家庭菜園の収穫物を提供いただき、実行委員と地域の料理自慢の方々が調理しました。子どもたちは、ボランティアの中学生や地域の大人と一緒に、卓球、将棋、オセロや手芸、夏休みには宿題に取り組みました。互いに顔を知る機会になり、よい交流の場になりました。コロナ禍かつ実行委員の高齢化で現在は実施できていませんが、新しい仲間から子ども食堂をやりたいとの声があがり、新組織での再開を考えています。



<愛川町一周駅伝競争大会> 野口委員



町一周駅伝競争大会は、スポーツを通じて町全体で町民の交流を深め、盛り上がるイベントになっています。私の住む地区においても駅伝に力を入れていて、毎年11月から12月末まで週3回、育成会や区役員が選手のサポートを行い、中学生から大人までの選手が一丸となって練習に取り組んでいます。この練習を通じ、子どもも大人も幅広い交流が生まれ、とてもよい人間関係が育まれています。コロナの影響で大会は2年間中止となり、育成会と選手たちの交流がストップしてしまいましたが、今年度は3年ぶりの開催に向け、選手たちとの交流と練習を再開させていきます。

<ラジオ体操> 富沢委員

ラジオ体操を復活させたいと考え、PTA役員の賛同は得られませんでした。あきらめずに相談先を広げ、地域学校協働本部、青少年育成会、子ども会、区長、スポーツ推進委員、学校に協力いただき、夏休みの初めと終わりの一週間に開催できました。子どもたち、地域の方々が多く参加しました。2年目はコロナで開催できませんでしたが、子どもたちからも地域からも残念との意見がありました。昨年と今年は感染予防対策をして実施し、地域の夏行事の一つとして定着してきています。これまでスポーツ推進委員が朝礼台に立っていましたが、今年は子どもたちが立ち、積極的に活躍する姿が見られました。今年も後半は安全確保のため中止となりましたが、来年がまた待ち遠しいです。



<いちょう子会> 大矢委員

地域主体で小学校の支援や情報交換をしたいと、平成15年に「いちょうとともに子どもを見守り、育てる会」、通称「いちょう子会」を立ち上げました。構成メンバーは、学校、PTA、子ども会、自治会、青少年指導員、民生・児童委員、老人会、

スポーツ団体等、学校とつながりのある団体で、横断的な組織となっています。定期的な情報交換を行い、また、子どもたちと地域の方々が交流する「ふれあいレクリエーション」を開催しています。そのような中、地域全体で子どもたちを支えるとともに学校を核とした地域づくりをめざして連携・協働する「地域学校協働本部」が始まり、制度としての仕組みが整い今後の活動のベースになり、ネーミングは「いちよっ子会」のままで進めていきます。



<学校> 片山委員



学校教育目標「共に学び 共に育つ」には、子どもたちの成長はもちろん、教職員や保護者、地域の方たちも共に育つという思いが込められています。学校と地域の学びをつなぐ取り組みを行っています。まず、「学習の場に地域の方を招く取り組み」を紹介します。社会の学習や地域学習で地域の方に話していただき、子どもたちも地域の一員であることを実感しています。

地域のボランティアが読み聞かせを行っています。運動会のテント設営・片付けは保護者が積極的に動いています。また、「学校から地域へ学びの場を広げる取り組み」を行っています。地域の運動公園で行うマラソンには地域の協力と声援があり、買い物学習や地域探検等においても地域へ出て効果的な学習ができています。中津川への稚鮎の放流体験、卒業証書にする紙漉き体験も行っています。さらに、小中一貫教育の取り組みで、中学校の先生が小学校で授業をする、ボランティアとして中学生が運動会に参加する等連携しています。これからも学校がさまざまな人をつなぎ、共に学び、共に育つことをめざしていきます。

<情報共有> 大矢委員

これらの事例を、地域学校協働活動推進員会議とPTA連絡協議会役員会において紹介し、意見交換をして、何より大人が楽しむことが大事でみんなでいきいきと楽しく活動していきたい、大人が積極的に人とつながり楽しんでいる姿を子どもたちに見せていくことで子どもたちもつながる大切さを学んでいこうと話し合いました。

社会教育と学校教育と家庭教育、3つの「かすがい」となるのが社会教育、これからも社会教育委員として人と人とのつながりをつくっていききたいとまとめました。

(3) 事例発表② 文化の継承 古座野委員

文化の継承グループでは、愛川町の歴史や文化的な豊かさを、子どもたちや町内外の方に幅広く伝えていきたいと考え、3つのポイントを挙げました。

- ① 伝統文化に関する記録をまとめ活用すること
- ② 伝統文化を通じた地域づくりを推進すること
- ③ 伝統文化の素晴らしさを伝えること

この3点に沿い、魅力的な文化が数多くある中で、私たちは「糸のまち半原」と「三増合戦」をピックアップして研究してきました。



<糸のまち半原> 山口委員

～「半原の唄」と方言の小芝居～ 木藤副議長・成瀬委員

愛川町の西側に位置する半原地区は日本を代表する絹撚糸の生産地として発展しました。江戸初期から蚕の村で糸を扱う仕事に慣れていて、湿度や水などの自然環境、受注の地理的条件、そして、半原の人々の気質が撚糸業の発展に適していました。1807年頃、半原に八丁式撚糸機が導入されました。1850年頃から、動力が人力から水車になっていきました。半原では昔から技術の優れた大工がいたので、八丁式撚糸機を作ったり、修理したりすることができました。



その頃から半原では絹糸撚りの作業に合わせて「管巻き唄」を歌っていました。

～踊りの披露～

関東大震災により水車が使えなくなり、電気モーターに変わったことにより、飛躍的に生産量が増えました。昭和55年頃には、神奈川県内の撚糸工業の90%を半原地区が占めていました。現在は少なくなっていますが、活発な生産活動を展開しています。また、愛川繊維会館（レインボープラザ）では手織り・藍染め・紙漉き等の体験ができます。糸のまちの発展には、半原の地を生かしながら、ひたむきに撚糸に向かう人々の思いがありました。その素晴らしい文化を誇りに思い、伝えていきたいと思えます。

<ジュニアリーダーへの発表> 古座野委員

ジュニアリーダーに、「糸のまち半原」のスライドと「三増合戦」の紙芝居を見せて話をしました。ジュニアリーダーから、「話を聞いて、少し誇らしく思いました」「それほど有名だと知らなかったの、勉強できてよかったです」「もっと調べてみたいと思います」「みんなに伝えていきたいです」と感想がありました。

<三増合戦> 手作り紙芝居 齋藤委員



三増合戦は、永禄12年（1569年）10月6日に、甲斐の武田と相模の北条が、三増峠で両軍合わせて4万人近い軍勢がぶつかり合った、戦国史上最大規模の山岳戦でした。天文23年

（1554年）に武田・今川・北条は婚姻による親戚関係で「三国同盟」を結びましたが、時の流れとともにそれぞれの思惑ができ、武田は駿河を制圧しようとし、今川に味方した北条に対し

小田原征伐を行いました。その後、北条は、信玄が帰ると読み、三増峠で布陣しました。武田は3隊に分かれて、逆に待ち伏せて、退却と見せかけて敵を誘い出し包囲する「啄木鳥の戦法」を行いました。後の時代になって、三増に住む有志が、亡くなった方々をまつりました。日本全国、どこにも歴史があり、伝承していくものがあります。戦国時代に起きたことを、昭和、平成の代で供養する思いをこれからの時代の人に知ってもらい、人の心、平和について考えてほしいと思えます。

～甲冑隊登壇・三増合戦まつり紹介～



10 まとめ

人権講話では、人権擁護委員5名全員が登壇して取組みを紹介。今回の発表をきっかけに社会教育委員とのつながりができました。今後もさまざまな機会で協力し合っていきます。

人のつながりグループでは、地域の関わりの希薄化、各団体のなり手不足などの悩みを聞き、これまでにうまくいったネットワークの事例をまとめ、それを参考に活動を展開していけたらと話し合いました。素敵なエピソードを集める中で、子どもたちを真ん中に大人が力を合わせる大切さを再確認することができました。また、それを地域学校協働活動推進員やPTA役員に伝えたところ、「愛のある町に愛にあふれる魅力的な方がたくさんいることがわかった。」「いろいろな活動を通して、町ぐるみで子どもたちを育てていけたら、さらに素敵な町になる。できることを私も協力させていただきたい。」といった反応があり、愛の広がりを感じました。社会教育委員がきっかけをつくり、今後も各地域や町全体で緩やかにつながるよう協働していきたいと改めて考えました。



文化の継承グループでは、町の大切な文化にスポットを当てて、子どもたちや町内外の方々に知らせたいという熱い思いで活動しました。委員一人一人が町の郷土資料館や繊維会館等に足を運んで話を聞き、さまざまな資料を読み、熱心に調べて、学ぶ面白さを味わいながら、古写真を使ったスライドと紙芝居にまとめていきました。子どもたちに見せて話したところ、「自分の住んでいる町がすごくてびっくりした。」

「愛川町のことをもっと学びたい。」とよい反応があり、成果を感じました。より多くの子どもたちや町民に伝えたいと新たな企画を練っています。

社会教育は幅広く、私たち社会教育委員の扱う内容も多様で、すべてを追い切れず戸惑うこともありましたが、今回発表の機会をいただき、改めて愛川町の世界教育を見つめ直し、的をしぼって研究調査を重ねてきました。委員全員でアイデアを出し合い、会議だけでなく実際に動いてみることで、新たな団体等とのつながりもでき、社会教育委員を周知する機会にもなりました。「愛川町を愛する」をテーマに全員で発表し、質疑応答やアンケートで、参加された皆様からあたたかい言葉をたくさんいただきました。「愛川愛」を皆さんと共有できたことをうれしく思い、今後もまた社会教育委員として積極的に活動していきたいと意欲を高めています。

地区研究会の発表を通して、社会教育委員の役割を再認識するとともに、愛川町の人と文化の素晴らしさを実感することができました。こうした発表の機会をいただきましたことにお礼申し上げます。参加された皆様には熱心に最後までお付き合いいただきありがとうございます。

愛川町社会教育委員



令和4年度神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会（箱根町会場）報告

- 1 テーマ 子どもとともに 大人とともに 地域とともに 育てる学びの場
～幅広い世代交流を通じて～
- 2 目的 県内の各市町村の社会教育委員が一堂に会し、それぞれの地域での取組や社会教育の今日的課題について研究協議・情報交換することにより、資質の向上を図る。
- 3 主催 神奈川県社会教育委員連絡協議会
- 4 主管 箱根町社会教育委員会
- 5 日時 令和5年2月16日（木）13:00～15:45
- 6 会場 仙石原文化センター
足柄下郡箱根町仙石原 842 番地
- 7 参加者 106名（社会教育委員65名、市町村担当者等41名）
- 8 日程

<アトラクション>

司会進行 箱根町社会教育委員 高橋 美穂
「箱根の湯立獅子舞」

<式典>

開会の言葉 箱根町社会教育委員会議長 石井 修
主催者挨拶 神奈川県社会教育委員連絡協議会会長 小池 茂子
来賓祝辞 神奈川県教育委員会教育局生涯学習課長 信太 雄一郎
箱根町教育委員会教育長 井上 康樹

<人権講話>

「子どもの人権について」

教育相談センター スクールソーシャルワーカー
瀧本 朝光

<事例発表①>

「～幅広い世代交流を通じて～明星展の取り組み」

箱根町社会教育委員 勝俣 晶子
箱根町社会教育委員 石橋 誠子

<事例発表②>

「～幅広い世代交流を通じて～仙石原文化センターまつり」

箱根町社会教育委員 市川 毅
箱根町社会教育委員 辰原 まさみ

<質疑応答>

<閉会> 箱根町社会教育委員 小野 美織

9 発表内容

(1) アトラクション

仙石原地域にこの湯立獅子舞が伝えられたのは、江戸時代中期の安永5年（1776年）のことで、甲斐国下吉田村（現在の山梨県富士吉田市）の萱沼儀兵衛によって伝えられたとされています。以来今日まで地域の人々によって舞い継がれてきました。そして、令和4年3月に「国重要無形民俗文化財」に指定されました。

仙石原の湯立獅子舞は、毎年3月27日の仙石原諏訪神社の例大祭と、5月5日の公時神社例大祭（公時まつり）で奉納されています。「剣の舞」は、諏訪神社例大祭で奉納される7つの舞のうちの1つで、幕の舞、幣の舞、剣の舞、狂いの4種類の舞から構成され、剣で悪魔を払う演目です。



「剣呑み」は、遊び神楽と呼ばれる演芸の舞の1つで、祭礼での獅子舞奉納の際には披露されていない演目です。今回はそんな「剣呑み」も披露していただきました。

(2) 人権講話

箱根町には、県内に8か所しか設置されていない公的な教育相談センターがあります。そこに、町で採用しているスクールソーシャルワーカー（以下SSW）が在籍しています。2008年の文部科学省SSW活用事業開始と同時期に導入されました。子どもの貧困・不登校・児童虐待やインターネットの問題などが表面化し、認知度は、高まっています。福祉の視点から見える「子どもの人権」について、SSWの視点から講話を行っていただきました。

SSWは、教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するもので、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材です。

瀧本SSWは、豊富な教員生活から学んだ経験を活かして、常にアンテナを張る先手の支援と、相手の顔を見て話し、現場で見て肌で感じてくるアウトリーチを意識した活動を実践しています。そして、教員時代に卒業生に送っていた言葉で締めくくります。

「夢を持とうよ 自分を信じて

続けてみようよ 小さなことから

やり遂げようよ 仲間と共に」



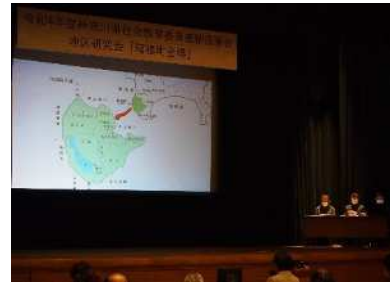
(3) 事例発表 I 「～幅広い世代交流を通じて～明星展の取り組み」

箱根町社会教育委員 勝俣 晶子
箱根町社会教育委員 石橋 誠子

箱根町社会教育委員は、平成28年度から「学校と地域の連携について」というテーマで研究を始めました。「学校と地域が共通の目標を持ち、地域づくり、人づくりの活動

ができれば」との思いからでした。町には、公民館の中心的存在である社会教育センターがあり、そこでは、町内各地から人々が集い、定期的にご利用している団体のうち約 10 団体が「明星会」という会を作り、活動をしています。

小学校では、3年生になると、5月頃に社会科の地域学習の一環として、消防署、交番、公民館など地域の人々が利用したり、地域住民のために活動したりしている公共施設などを見学に行きます。社会教育センターにも見学に行きます。ちょうど、町の教育委員会で、箱根の森小学校のスクールバスの利用について検討をしていたのに合わせ、社会教育委員会議においても、通学以外の学校行事の移動手段として、箱根町の全小学校で使用できないか協議した結果を教育長に答申しました。



各方面からの提案により、学校行事に限りますが、各園、各小学校、中学校で、スクールバスが使用できるようになったこともあり、活動の様子をつぶさに見学をすることができる「明星会」が主催する「明星展」の開催中に、見学に行くと良いのではないかと考え、社会教育委員の会議や「明星会」の役員の会議で提案し、学校、「明星会」、両者の賛同を得、平成 29 年度から 3 年生の見学が決まりました。

箱根絵画クラブのコーナーでは、太平洋戦争に出征した息子と、その帰りを待つ母親を描いた「帰らぬ子、待つ母」という題名の絵の説明を聞き、「戦争の悲惨さ」を学んだり、茶室の見学では、「どんなにえらい人でもにじり口から入る」こと、畳のへりを踏まないことを教えてもらい、ドア、ガラス窓、カーテンと引き戸の玄関や障子を見るのが少ない子どもたちは、興奮気味に目を見張ります。一方、会員も子どもたちとふれあい、対応することで、作品作りのヒントを得たり、来年へ向けての作品の制作意欲も深まったようです。

コロナ禍でなければ、もっと楽しい充実した見学をしてもらえるのにと残念がる会員もいましたが、地域で活動する、地域の人々と交流する、地域への感心を持つという教育目的と、会員の思いが一致し、学校と地域によるよい連携が出来たと思います。

(4) 事例発表Ⅱ「～幅広い世代交流を通じて～仙石原文化センターまつり」

箱根町社会教育委員 市川 毅
箱根町社会教育委員 辰原 まさみ

昭和 57 年に、この場所に、公民館としてホールを備えた仙石原文化センターが建設されました。特に、地域の皆さんの思いを入れ込んだ素晴らしいホールが出来上がり地域の皆さんもかなり喜んでいたことを覚えています。

仙石原自治会連合会の会議で、何か記念事業ができないかということになり、各自治会の代表者が構成員となった記念行事実行委員会が立ち上がりました。

開催日については、箱根は観光地であり、地域全体が集まりやすい時期を考えなくてはなりません。秋から年末にかけてはどうか、正月明けでは雪が降ることがあるので、12月の第一週の日曜日に開催することとなりました。全体時間は 2 時間 30 分、一自治会 15 分と決め、発表内容はなんでも OK として、各自治会に依頼し、実行委員会では、開催時間を 18 時 30 分から 21 時までとして計画を進めました。



いざ、本番！マイク、照明、音響もスムーズに進み客席では、各自治会の出番には大きな拍手と応援に会場と出演者が一体となったことを昨日のこのように思い出します。

無事記念行事が終わり、後日、反省会を開いたところ、記念行事で終わらせるのではなく、このまま続けてはどうか、出演者も、最初は、1回のみでいましたが、舞台上スポットライトを浴び、その高揚感から、ぜひ来年もやってみたいとの声が上がりました。

自治会連合会との話し合いで、来年も続けてほしいと言われ、実行委員会は、同じメンバーで引き継ぎ、続けるには記念行事ではなく、何か、冠名を付けようと提案があり、

“仙石原文化センターまつり”にしようとなりました。“仙石原文化センターまつり”の演目など準備に向け、夜間に行っている舞台発表だけでなく、昼間の時間も何かできないか、やるにしても道具などもない中、あれもこれもと広げず、一つか二つに絞って事業をしようということになり、家庭で眠っていた品物を自治会連合会の全面的協力で1,000点以上出品して頂き、それぞれに値付けをし、売上の一部を次回の道具の購入資金に充てるなどして、鍋、コンロ、わたがし器、かき氷器と増やしていきました。

3、4年が過ぎる頃には、公民館定期利用団体等の活動も盛んになり、実行委員会は、自治会だけではなく、団体に呼びかけ仲間に入ってもらい、仙石原文化センターまつり実行委員会の組織が出来上がり、数年後には、公民館定期利用団体のメンバーで構成し、舞台、ホールロビー、隣接の公園を利用し運営して来ました。メンバーの中には、社会教育委員が入り、一緒に運営にあたっています。実行委員の中には、開催当時の昭和57年から今まで携わっている方もいます。

実行委員会のメンバーには、仙石原地域の自治会をはじめ、商店組合、女性会、青年団、PTA、子ども会などの各団体と文化センター定期利用団体が入っています。仙石原の住民、子どもから青年、お年寄りまですべてが含まれていると言っても過言ではありません。しかしながら、住民の高齢化と少子化等により、定期利用団体の中には、活動を休止、縮小する動きがあります。模擬店については、年々、保健所の指導内容が厳しくなり大変さが増しています。一方、仙石原文化センターは、令和2年度にホールの大規模改修を行い、音響もよくなったとの評価を得ていることから、より多くの方がご来場いただけるよう、内容をさらに充実させていきたいと考えています。このような地域の結びつきを深めるイベントは、地域の活性化を促すうえで、非常に大きな力も持っていると考えています。

第36回開催までの流れ【令和元年（2019年）12月1日開催】

- ① 9月3日 第1回実行委員会・・・実施計画、日時の確認、予算、各申込書提出依頼
- ② 10月31日 第2回実行委員会・・・申込書の確認、出店、作品展示、模擬店、配置等確認、調整、舞台発表の順番、控室、リハーサル日時確認
- ③ 11月27日～29日・・・舞台照明、マイク等配置確認、位置決め
- ④ 11月30日 前日準備・・・ホール、展示、パネル、ライト設営、舞台椅子出し、テント組み立て
- ⑤ 12月1日 開催当日 10:00～16:00・・・模擬店、午後片付け、ホール内終了後片付け

- ⑥ 3月4日 第3回実行委員会・・・次回開催に向けての反省会の予定だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大の為、中止

(5) 質疑応答

Q 1 : 地元の青年団について、団員が少なくなっていると思う。また、文化センターまつりではどういう役割を担っているのか伺いたい。

A 1 : 昔は、36名だったが、現在は6名である。お祭りへの参加や町からの依頼での草刈り等をやってもらっている。サービス業が多いので土日の参加が厳しい状況である。7月に行っている天王祭では、箱根全山から青年団を動員して、神輿を担いでもらっている。



Q 2 : 社会教育センター、文化センターの利用料について

A 2 : 使用する団体等によって、減免の範囲を決め、内容によって詳細に対応している。
(参考：社会教育センター軽スポーツ室 午前 1,700 円、午後 2,500 円、夜間 3,100 円 仙石原文化センターホール 平日 午前 13,200 円、午後・夜間いずれも 19,800 円、土日祝日 午前 15,800 円、午後・夜間いずれも 23,800 円)

Q 3 : 人権講話に感銘した。個人情報保護が叫ばれているが、色々な家庭、団体と情報を共有しないといけないことが多いと思うが、その難しさについて伺いたい。

A 3 : 確かに難しい。要保護児童対策地域協議会に関わっている家庭については、かなり情報も開示されて話もしやすいが、それ以外の家庭については、難しいところがある。箱根町は学校訪問を定期的に行っている。そこで聞く時には、色々なお子さんの話があるので、それについては、どこまで広げられるかいつも考えている。私がある教育相談センターの中では共有できるが、それ以外のところについては、ケースバイケースで行っている。緊急時には、動きとしてはかなり早くやらないといけないが、これだというやり方はない。

Q 4 : 箱根も外国人観光客が増えた実感を持った。国際的な観光地だと改めて感じた。魅力のある町だと思う。特にお正月の箱根駅伝は2日間熱中して見ている。箱根の魅力はすごくあると思う。パンフレットの勝俣町長のあいさつに、寄木細工が紹介されている。こういう伝統技術を学校の生徒に技術を介して継承する試みはされているのかあれば教えてほしい。愛川町での地区研究会の際に、地元の紙すきを活かして自分で擦った紙で卒業証書にしている事例が紹介されていた。地域の独自性があれば自分の町を愛する、好きになると思うので、寄せ木細工を活用した試みがあれば教えてほしい。

A 4 : 寄せ木細工については、湯本小学校で、時間を設けている。仙石原小学校では、土から土器を作ることをやっている。宮ノ下に富士屋ホテルがあるので学習で取り入れている。箱根教育、「箱育」と呼んでいるが、箱根を知る地域教育ということで総合的に進めている。

Q 5 : 文化センターまつりについて、少子高齢化で参加者が少なくなっているとあったが、箱根町は魅力ある町だと思う。今後、継続するアイデアがあれば教えていただきたい。

A 5 : 昭和 57 年から自治会連合会の主導で始まり、公民館利用団体の活動が活発になって、その団体が入ったのが 40 年前なので、当時は、活気があり団体数も多かった。新入会員が入って来ない状況なので、活動ができなくなる団体もある。それでも我々

は、町（公民館）に働きかけて、新しい団体を盛り上げて行きたいと思っている。50年先には誰も知っている人がいない状況になる。もう少し公民館活動を活性化して、地域の皆さんの参加を促したいと思っている。

10 まとめ

今回の研究発表では、まず、アトラクションとして、令和4年3月に、「国重要無形民俗文化財」に指定された「箱根の湯立獅子舞」のうち、仙石原神楽保存会による「剣の舞」と遊び神楽と呼ばれる演芸の舞の1つで、祭礼での獅子舞奉納の際には披露されない「剣呑み」の実演があった。参加者からは、表情豊かに舞う獅子が勢いよく剣を飲む様に圧倒され好評だった。

人権講話では、箱根町の教育相談センターの瀧本SSWから、子どもの人権について、もしも、親が子どもポジションにいたら・・・子どもは親を気遣い、親を保護し、守る立場を期待されて「よい子」と評価され、この逆転が、ネグレクト・ヤングケアラーへ繋がっていくとの話があった。そして、「社会」で子どもを育てる必要性を力説されていたので、今回の研究テーマである「子どもとともに 大人とともに 地域とともに 育てる学びの場～幅広い世代交流を通じて～」に即した内容であった。

2つの事例は、我々、社会教育委員が、長年携わってきたものであるが、発表を通じて、育てる学びの場は、それぞれの地区により異なると思うが、人口減少や少子高齢化の中、子どもを地域で育てることの大切さと、事業継続の難しさを改めて再認識するいい機会となった。



箱根絵画クラブ指導者 勝俣睦先生の水彩画の前で、自ら、太平洋戦争に出征した息子とその帰りを待つ母親を描いた「帰らぬ子、待つ母」の説明風景

IV 市町村から

川崎市社会教育委員会議の活動～新たな地平に向けて

川崎市社会教育委員会議 議長 中村 香

1. 川崎市社会教育委員会議の概要

川崎市社会教育委員会議（以下、本会議）は、小中高の学校長3名、社会教育関係者9名、公募による市民委員2名、家庭教育関係者2名、学識経験者2名の20名で構成されています。任期は2年間で、定例会は2年間に9回開催される予定です。また、社会教育施設の円滑な運営を図る為、各施設には本会議の専門部会が設置されています。

2. 本会議の成果と課題

近年の本会議では、委員相互の活発な意見交換に基づく調査研究が行われ、2年間の研究成果を報告書として纏めてきました。例えば、前期の令和2・3年度には「学びの継続を支える社会教育— コロナ禍を背景に —」、平成30・31（令和元）年度には「市民と行政の連携・協働を支える社会教育の役割」について取り纏めており、社会教育を推進する上で本質的に重要なことが研究され、提言されてきました。

しかしながら、社会教育委員の中で常に懸念されてきたことは、研究成果の実効性でした。本会議における本質的な研究が社会教育行政を支えてきたと言えますが、適時性・実効性のある議論をするためには、教育委員会との連携や事務局との調整に基づき、市政や教育行政の動向を捉えていくことも不可欠です。特に、令和6年度から市民館・図書館に指定管理者制度が導入予定であることを考えると、社会教育委員会議の在り方も含め、生涯学習や社会教育の展開を支える仕組みづくりが喫緊の課題と考えられます。

3. 今期の取り組み

ゆえに今期の1年目には、教育委員会との連携に基づき、生涯学習社会の実現に向けた社会教育の新たな仕組みづくりとして、主に次の2点に取り組むことになりました。

- ① 指定管理者募集時の仕様書等への反映を見据えて、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」に対する意見・提言
- ② 新たな「川崎市生涯学習推進活動方針」の策定に対する意見・提言

また、従来から行われている各市民館の「市民自主学級・市民自主企画事業」の承認及び社会教育関係団体への補助金交付への意見、社会教育施設の専門部会との連携、生涯学習政策に関する教育委員会との連携の在り方なども、適宜検討していきます。

4. 社会教育の新たな地平に向けて

「人生100年時代」と言われる超高齢社会の到来を見据え、社会教育をめぐる政策は、国においても川崎市においても変遷してきています。そのような中で、公共性や公平性を維持し、誰もが夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送れるよう、学びたい時に学べる環境があり、学んだ成果を活かせる知の循環型の持続可能な生涯学習社会の実現に向けて、社会教育の仕組みを考えるのは、容易なことではありません。

しかしながら、本会議の先達の真摯な取り組みや、本年度の本会議の議論を改めて捉え直してみると、方向性が見えてきます。それは、平和と基本的人権の尊重に基づき、民主主義の精神を志向してきた川崎市の社会教育の伝統を継承しつつ、多様性を認め合い、つながり合い、学び合うことで、生涯学習や社会教育の新たな地平を切り拓く礎となるような仕組みを構築することではないでしょうか。具体的には、市民、教育委員会のみならず首長部局も含む行政、指定管理者、NPOなどの多様な主体と連携し、学び合い、多様性から新たな価値・力・場などを創出するとともに、学びのセーフティネットとなる仕組みです。

議長としては副議長や事務局と連携し、本会議の委員が各人の専門や実践に基づく建設的な意見を述べる「多様性が活きる会議体」を目指し、新たな地平を展望したいです。

逗子市社会教育委員会議の活動について

逗子市社会教育委員会議 副議長 桑原智子

<社会教育委員会の構成と会議運営>

逗子市社会教育委員会は、学校教育関係1名・家庭教育関係2名・学識経験者2名・社会教育関係5名の計10名、任期は2年ですが、再任されている委員もあり10年近い委員経験者から今年度新任委員もいます。老若男女、そして様々な分野から選出された委員で構成されており、会議での議論は委員同士の学びの場にもなっています。

定例会は年5回の開催、その他議題に応じて、臨時会や勉強会を開催しています。

<主な活動内容>

・社会教育課が企画開催した市民講座の評価、提案など

講座参加者にはアンケートを実施、自由記述欄には屈託ない意見が記載されています。講座詳細資料とアンケートを基に、講座内容の評価や今後の企画提案など行いました。より記入しやすいアンケートフォーマットについても検討しました。また、オンライン開催や対面とのハイブリット開催の可能性などを議論しました。

・「社会教育推進プラン」進行管理の意見交換、プラン改定についての検討

上記の市民講座の評価を基に、「社会教育推進プラン」の理念である「子どもも大人も共につながり成長するまち」に沿った取り組みであるかを意見交換しました。逗子で在宅勤務する為、また、逗子の自然豊かな環境で子育てしたいと移住する市民も増え市民の関心や課題も多様化しています。よりニーズに合った取り組みについて議論しました。

・研究テーマを決め、意見交換や勉強会

数年前には池子遺跡群資料館を見学し、文化財の活用や文化財保護の問題点などを学びました。

<コロナ禍での活動>

コロナ禍でどう社会教育活動をしていくのか…が、最近のメイン課題になりました。次のような対応・活動を実施しました。

・会議運営の多様化

感染状況に応じて書面開催やZOOMによるオンライン開催を実施しました。会議室での対面開催時にも、希望する委員にはオンライン参加も可能となりました。また、感染拡大防止の為、事前に会議資料配布・意見提出し、意見集約資料を会議で使用するにより会議時間の短縮を図りました。

・市民向け社会教育講座のオンライン開催

子育て世代向けの講座を中心にオンラインでの開催を実施、録画配信も行いました。講師の著作権承諾や、配信環境・配布資料の準備など様々な問題点も挙がりましたが、子連れでの外出が難しい、感染が心配、共働きなどの理由で今まで参加できなかった子育て世代の受講が増え、好評を得ることができました。

<進行中の議題・今後の議題など>

・社会教育委員主催の講座開催

上記の子育てオンライン講座を開催しました。今後も各委員の関連分野を中心に市民ニーズに沿った講座を企画検討していきます。

・オンライン開催、他関係部署や団体、近隣市町村との共催の検討

オンライン開催は今後も需要が増えるため、必要に応じて随時開催していきます。また、多様なニーズに答える為、他部署や団体、近隣市町村との共催開催の検討をしています。

・「社会教育推進プラン」の改定

2015年に制定された上記プランは、2022年度に見直し・改定の時期となり、問題点の洗い出しやプランの統廃合の是非など審議しています。議論の中で社会教育とは？生涯学習とは？など、改めて「社会教育とは何か」を現委員で学ぶ場となっています。

葉山町社会教育委員の会議について

葉山町社会教育委員の会議 議長 中世 貴三

1 社会教育委員の会議の構成

葉山町社会教育委員の会議は、学識経験者6名（青少年指導員・社会福祉協議会・幼稚園・民生委員・スポーツ推進委員等）、学校教育関係者2名（校長会等）、家庭教育関係者2名（PTA連絡協議会・NPO子育て団体）の合計10名で構成され、任期は2年です。

2 会議の運営

会議は年3回開催されます。会議では、町生涯学習事業の計画および実績報告、進捗状況の審議、予算の審議等を主に行っています。委員には各分野に精通している人が揃っているため、様々な視点・角度から意見が出されます。特定の課題や検討事項があるときは、小委員会を設けています。

3 近年の活動内容

(1) 読み聞かせ活動の充実に向けて

社会教育委員の会議の働きかけで、次の取組みを行いました。

① 町内読み聞かせ団体の意見交換会の実施

町内で活動する読み聞かせ団体が一堂に会して、それぞれが抱えている課題や行政への要望などを聞く意見交換会を実施しました。

② 研修会の実施

町立図書館が行っている研修会に、読み聞かせ団体も参加できるように調整を図りました。

③ 読み聞かせ団体の活動紹介

町立図書館の展示コーナーを活用し読み聞かせ団体の活動紹介を作成し、周知を図りました。

④ 学校への働きかけ

読み聞かせ団体が学校で十分な活動が出来るように、学校への働きかけを行いました。

なお、上記の取組みは令和2年度神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会でも発表させていただきました。

(2) 第3次葉山町子ども読書活動推進計画策定に向けて

令和3年度から現在にかけて、第3次葉山町子ども読書活動推進計画策定に向けて協議を行っています。

今次の特徴としては、第1次・第2次の取組みの充実を図るとともに、学校図書室のデータベース化や町立図書館との連携、学校司書の研修機会の整備などがあげられています。

読書は、子どもの成長にとって大きな意義を持つものであり、自立した一人の人間としての人格の形成に大変重要なものです。第3次子ども読書活動推進計画策定に向けて、十分な審議を行ってまいりたいです。

4 今後に向けて

葉山町社会教育委員の会議ではこれまでも実態調査やアンケート、さらには町民の声を通して見えてきた課題を解決するために調査・研究を重ねてきました。これからも町民の社会教育・生涯学習の充実に向けて、社会教育委員の専門性を活かしながら、研鑽を積み、努力してまいりたいと思います。また、これからの葉山町を担っていく子どもたちのより良い成長のために、意見や提言が出来ればと考えます。

地域ぐるみ家庭教育支援活動への取り組み

厚木市社会教育委員会 議長 林 元春

「人は人として生まれ育っても人間にはならず、人は教育によってのみ人間となる」いつ頃目にし耳にした言葉であったか定かではないが、ずっと心に深く残っている言葉である。

人が人として生まれ最初に受ける教育が家庭教育である。主に父母ないし保護者によって営まれる家庭教育であるが、幼児期のそれは「躰」と重なる部分が多くを占める。そのため日本の社会(特に戦後の民主主義国家としての日本)では、躰は各家庭の方針で進めるものであり、周りからとやかく口をはさんだり、個々の家庭内に入り込んだりすることは控えるべきであるという価値観が強かった。しかし核家族化や物質的な豊かさが進み、一人でも生きられる現代では隣近所や地域での関わり合いが大きく減少し、家庭の孤立が増え、幼児・児童虐待等が大きな社会問題となり、その在り方、躰等が取りざたされるようになってきた。

厚木市社会教育委員会ではこのような現状と家庭教育の重要さ大切さを認識してもらい、地域ぐるみで家庭教育を支えるとともに「地域の子どもは地域で育てる」という視点をより強く意識してもらうための仕組みづくりや活動を進める必要があると考え、平成 25 年度に社会教育委員会が実践施策として「地域ぐるみ家庭教育支援事業」を提案し、以来、平成 29 年度からは市内すべての地区で事業を展開した。また、平成 28 年度からはその実践の成果や課題を報告し協議するために「地域ぐるみ家庭教育支援フォーラム」を開催し、家庭教育支援への理解と協力を深めてもらうよう取り組んできた。(以下、実践事例)

<事例 1 夏祭りで行われている盆踊りの中に「子ども盆踊りコンテスト」を取り入れる>

地域で行われる夏の盆踊りに子どもたちの盆踊りコンテストを取り込むことで、子どもたちに地域参加を促し、地域の一員としての自覚を持たせ、自分たちの活動が地域づくりの力になるという連帯感・所属感を高めることを目指す。審査は自治会長や青健連の役員が務め、表彰対象の子どもは盆踊りの最後に櫓の上で表彰する。この活動を通して、以下のような効果が生まれ、家庭教育に寄与することができた。



- ・子ども盆踊りコンテストを行うことで多くの保護者の参加も増える
- ・地域の行事に親子で参加してもらうことで、地域の「目」が家庭に広がる
- ・親子が共通の話題を持つことで会話が增え、好ましい親子関係が期待される

<事例 2 小学生対象の金融講座に保護者を巻き込む>



近年その必要性が叫ばれている金融学習に視点を当て、お金の管理の大切さやお金に関わるトラブルから身を守る能力を高めることを期待し、併せてお金の有効活用を学ばせる。

対象者を低学年と高学年に分け保護者支援にも配慮をして実施。講師にお願いをし、保護者にも子ども向けの講座に参加してもらい「お金の大切さ」「親子間も含め今後家庭で起こりうるお金の問題とその対応」等について学習した。子どもの受講後の感想を保護者の前で発表してもらう時間を設定し、様々な子どもや保護者の考えを共有する場を設けた。今後は学校との協働を図り、より多くの保護者への啓発や地域の方々への発信方法を探っていく。

紹介したような事例を通し、今後も学校を含めた地域全体で子どもの成長を見守り、父母や保護者が安心とゆとり、そして自信をもって我が子と関わっていけることができれば、一歩も二歩も前進した家庭教育が期待できるのではないだろうか。次代を担う子どもたちが社会の形成者としての資質を身につけ、成長することのできる大切なスタートの家庭教育を、地域ぐるみで支援していく活動をこれからも進めていきたい。

伊勢原市社会教育委員の活動について

伊勢原市社会教育委員会議 議長 古里 貴士

伊勢原市社会教育委員会議の定数は13人以内で、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者の中から伊勢原市教育委員会によって委嘱されています。今期の委員は、学校教育関係者2名、社会教育関係者6名、家庭教育関係者3名、学識経験者1名の12名（女性6名、男性6名）で構成されています。

現在、伊勢原市社会教育委員会議では、伊勢原市生涯学習推進指針の改定をテーマとしています。これは、2021年11月に教育委員会から改定の諮問を受けたことによるものです。

指針は、生涯学習推進の方向性や道筋を示し、豊かな生涯学習社会の実現を目指すための指針として、2013年4月に策定しました。

この指針では、伊勢原市教育振興基本計画における計画の達成度、教育委員会点検評価による評価結果及び各種計画における実績等を基に、社会教育委員会議で事業施策の推進状況を点検評価することとされていることから、2018年度に実施した社会教育関係事業の事業施策に係る推進状況について点検評価を行いました。

その結果、重点的に取り組むべきこととしては、次の4つが挙げられました。

- 1 社会教育専門職としての社会教育主事を教育委員会事務局に配置し、社会教育・生涯学習を支える職員体制を充実させること。
- 2 学級・講座の企画段階からの参加等の住民参加の仕組みを整えること。
- 3 学校教育と社会教育のより一層の連携を図るなど、子どもたちの育ちを支える仕組みを充実させること。
- 4 ホームページの活用等、社会教育・生涯学習に関する情報を広く、わかりやすく、必要とする市民に届ける仕組みを充実させること。

また、社会教育法第17条第2項に基づき、教育委員会に対して、点検評価の結果について意見を述べ、この意見に対して、諮問を受けたという経緯になっております。

今回の諮問の趣旨は、指針策定から10年程度が経過していることから、社会環境の変化に合わせた生涯にわたる多様な学習活動の推進や、新たに社会教育法で位置づけられた地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動の考え方、また、社会教育委員による指針に定める事業施策の進捗状況の点検評価からみえた課題等を踏まえ、今後の生涯学習推進の方向性や重点取組等の内容について専門的な立場からの意見をいただきましたというものでした。

現在、伊勢原市社会教育委員会議では、重点的に取り組むべきこと及び社会や環境の変化を踏まえた指針ができるよう、2023年3月の答申に向け、研究会において議論を重ねています。

このように、伊勢原市社会教育委員会議では、さまざまな課題に対し、多様な見地から、研究調査及び議論を重ねており、市民の一人ひとりが、多様で豊かな生活を築いていけるよう、さらなる社会教育・生涯学習の発展に貢献していきたいと考えています。

学校と地域の連携は学校応援隊から

中井町社会教育委員会議 副議長 早野 一郎

中井町社会教育委員会議では、令和元年度より学校と地域の連携をテーマとし、調査研究を行ってきました。子ども達のためという目的を地域と学校が明確にして共有し、そのための共通基盤を示すことが最初の調査の目的でした。そのような中、私達のメンバーにスクールコーディネーターがおり、現在の学校の状況や困っていることが浮き彫りになってきました。そのことへの支援を軸に連携の在り方を模索してきました。併せて令和4年度から町が導入するコミュニティ・スクールに向けた調査研究も行ってきました。そして、改めて学校のニーズを調査しながら何かできることはないか模索する中で、分科会を設けて調査研究を進め、定例会で随時報告してきました。

そして、学校の現状について様々な意見を聞く中で、スクールコーディネーターの活用が十分されていないことが見えてきました。環境整備、外国籍児童やプログラミング事業への対応、部活動の問題などの課題も見えてきて、学校のニーズと人的資源のニーズが噛み合っていないことが少しずつ分かってきました。各校にはスクールコーディネーターがいますが、人材活用の名簿があるにも関わらず、地域とのかかわりや人材が十分満たされず、認知がされていないようでした。これらのミスマッチがなぜ起きるのか、地域と学校支援事業の実施状況についての調査をしたところ、どの学校にも共通することとして、草刈りや花壇の整備、樹木の剪定などの課題がクローズアップされました。

そのような状況から学校を応援する組織を作ろうという機運が高まりました。学校にはスクールサポートスタッフが導入されていたと同時に、学校とスクールコーディネーターの関係が深まってきているという好条件もあり、学校からも環境整備についての要望が求められていたため、そのような点を考慮しながら取り組んでいくことにしました。

一方で、教育委員会よりコミュニティ・スクールに向けての提案があり、その中に地域学校協働本部の在り方が示されていました。私たちはその内容について吟味していく中で、その取り組みを学校応援隊として捉えることにしました。結果的に学校応援隊はコミュニティ・スクールを機能させていくために必要であると考えました。そして、自律的に動ける人材を集め、「みんなで緻密に戦っていくカーリングのようなチームの集団」をめざすことにしました。「環境は人をつくる」の言葉の如く、子ども達を取り巻く環境の影響は大きいものがあります。その時の学校の状況やニーズを考えた時、学校応援隊の役割とその必要性は待たなしでした。

中井町では子ども達の参加できる地域の行事や取り組みが多くあります。町子連の「中井っ子全員集合」やスポーツ協会との交流、防災訓練への児童・生徒の参加、あかりの祭典並びに竹灯籠の夕べ、各地区の例大祭への参加、蛍や野鳥観察などの自然観察体験事業などを通して、子ども達の健やかな成長を見守っています。山形県戸沢村とは、夏と冬にそれぞれの子供達が交流しています。子ども安全パトロールは町の呼びかけで中村・井ノ口小学校両校で始まり、数は少ないですが、登下校の際の交通安全のために各危険箇所立って子ども達を見守っています。また、子ども読書推進計画に沿って始まった読書ボランティアでは、図書の整備、読み聞かせ等の取り組みをしたり、小学校6年間の読み聞かせで取り上げられた本を一堂に展示したりする試みも行われています。今後学校応援隊とのかかわりが増えていくことも考えられ、その期待も膨らんでいます。

「学校応援隊に加わりませんか」という投げかけを第一歩にして、中井っ子の学びと我が町の学校を支えていきたいという思いが地域と学校を結ぶプラットフォームになっていくと考えます。これからも子ども達の「生きる力」をより一層支えていくという気持ちを意識し、町広報等で広く呼びかけ、支援の輪を広げながら学校を応援していきたいと考えています。

小田原市社会教育委員会議の活動状況について

小田原市社会教育委員会議 議長 木村 秀昭

小田原市社会教育委員は、委嘱のタイミングでも異なりますが、現在は、学校教育関係者3名、社会教育関係者5名、家庭教育関係者2名、学識経験者2名からなる計12名（男性6名・女性6名）で構成されており、年間4回程度の会議を開催しております。定例の会議においては、社会教育・生涯学習関係各課からの報告・協議事項とは別に、2年間の任期中に教育委員会からの諮問がない場合は、任期を通しての調査・研究テーマを設けて、毎回、委員それぞれの視点から意見・情報を交わし、協議を重ねています。令和4年度は、8月から任期が改まる年度であったため、若干、委員の顔ぶれを変えながら、これまでの協議の取りまとめと、新たな協議のスタートと、2つのテーマを取り扱うことになりました。

最初に、令和2年8月から協議してきたテーマ「地区公民館」について、報告書の最終的な取りまとめを行いました。報告書に示したこれまでの協議の概要は次のとおりです。

小田原市内に現在128館ある民設民営の地区公民館（自治公民館）は、地域における学びの場の中心として、まちづくりにも寄与する、当市の大きな特徴ともいえるのですが、最初の地区公民館建設から70年以上が経過し、社会状況も大きく様変わりしていることから、これからの時代に合わせた地区公民館の役割を再考し、そのための課題と解決のためのアイデア等を提案していこうと検討を始めました。

まず、私たち社会教育委員会議では、公民館の基本的な役割「集う」「学ぶ」「結ぶ」のうち、地区公民館は法的規定に則る必要のない自由で柔軟な運営が可能なことから「集う」と「結ぶ」に特に強みがあると考え、これから求められる役割として、4つのキーワードを挙げました。

- (1) 地域みんなで子どもを育てる認識にもつながる「子どもの居場所」
- (2) 思い思いに時間を過ごしながらか交流が生まれる「緩やかで気軽なフリースペース」
- (3) 横だけでなく縦のつながりも作り出す「世代交流の場」
- (4) 地域外の人々の利用で活性化にも結びつく「地域にとらわれない人々の集いの場」

また、これらの役割に係る課題と解決のためのアイデアも考えました。例えば、「子ども、若者、子育て世代の利用者拡大」や「地域外の利用者拡大」という課題を解決するためのアイデアとして、一定時間だけでも管理人を置くことや、地元学校との連携、防災イベントの開催、他地域の人々の利用料設定などを挙げました。また、「鍵と予約の管理」や「インターネット環境の整備」というハード面の課題については、ダイヤル式キーボックスの利用、Wi-Fiを整備してテレワークや自習の場とするなどの具体的なアイデアも例示しました。

これら2年間の検討結果を少しでも地区公民館活性化の参考にしてもらうため、研究報告書「地区公民館の役割を再生する」に加えて、その概要版（カラー刷）も作成して各館へ配布するなど、私たちの提案内容の周知にも努めました。

次に、令和4年8月から令和6年7月までの新しい任期のテーマについては、「新しい生活様式を踏まえた社会教育・生涯学習のあり方とその可能性について」としてみました。令和5年度からスタートする「第4期小田原市教育振興基本計画」が、これまでの学校教育中心の計画から、新たに「生涯の学び」という視点を加えた幅広い計画となり、社会教育・生涯学習の対象も拡大して捉えていることから、この計画に位置付けられた社会教育・生涯学習関連施策のうち、これまでの社会教育委員会議において触れる機会が少なかったものを選び、コロナ禍を経て大きく変化した現状を前提としながら、より良い学びの実践につながるような意見・アイデア等を協議していくこととしました。皆それぞれに忙しい委員ですが、今期の私たちの活動が、この新たな小田原市教育振興基本計画の一層の推進に結びつくよう、力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。

V 第 64 回全国社会教育研究大会広島大会に参加して

茅ヶ崎市社会教育委員の会議 議長 吉原 弘子

令和 4 年 10 月 27 日から 28 日に、広島国際会議場で標記大会が開催され、委員の皆様を代表して貴重な経験をさせていただけたことに感謝申し上げます。

コロナ感染防止対策で 2 年間大会がオンライン併用で実施されておりましたが、3 年ぶりの大会で広島まではちょっと時間がかかりましたが、秋の穏やかな中車窓からの眺めを楽しみながら、わくわくした気持ちで行き、やはり西日本随一の都市のごとく圧倒されました。

大会会場は原爆ドーム西側の平和記念公園内にあり、広島平和記念資料館や原爆死没者追悼平和祈念館等があり、この日は小学生らしい児童や大型バスも何台か見かけました。多くの方々が紅葉にはちょっと早い中、散策を楽しんだり、お弁当を広げたりしている方もおられました。私も次の日に各施設の見学をして来ました。施設の中はコロナ禍とは思えないぐらいの人で、児童・生徒、団体、外国の方が熱心に見学をされていました。

原爆投下の悲惨な写真や着ていた衣服、かばん、はいていた靴等は映像で見ていたものとは違い、状況の凄さが感じ取れしっかり脳裏に焼き付けてまいりました。宮島にも足を運び満腹の 2 日間で、学んだことを今後の活動の糧にしなくてはと思いました。

今回の大会スローガンは、「多様性を生み出し“百万一心”の心根で未来をつくる社会教育！！」と題して、盛りだくさんの内容での大会でした。

“百万一心”とは、広島ゆかりの名将毛利元就が残した、「心を一つに協同一致して事を行う」との意味とのことでした。

研究主題は、これからの時代を見据えた学びのデザイン

～ニューノーマル時代における社会教育の在り方～

開催趣旨

平和を発信続ける広島で社会教育を含めた全ての教育の基盤となる「平和」について改めて考え、コロナ禍に伴う新しい生活様式など、社会全体が急速に変化する中でより複雑化する課題に直面している時代だからこそ、多様な主体と連携・協働することがより一層求められている。社会教育が目指す「連携・協働」、「開かれ、繋がる社会教育」に通じるもので、参加者と心(目的・目標)をひとつにして、「未来を創造する社会教育を実現しよう」との思いを込めていて、これからの時代を見据えた学びをデザインするきっかけになる大会を、参加者と一緒に作ってまいりたいと思います。とうたわれていました。

また第 44 回中国・四国地区社会教育研究大会も一緒に開催されていて、西日本の多くの県と市からの社会教育委員が参加しておられました。3 年ぶりの全体での大会なのか、会場内外での主催者や参加者の笑顔が、開催の喜びに満ちている事がひしひしと伝わって、とても気持ちが良く温かく感じられました。

式典に入る前のアトラクションは、高校生の和太鼓の予定でしたが急遽変更になり、お母さん方で構成されている民話の紙芝居を見せていただきました。

式典では全国社会教育連合会長の鈴木眞理氏のご挨拶から始まりました。久しぶりにあのウェットに富んだいつもの鈴木節（呼び捨てでごめんなさい）が聞けて懐かしかったです。

社会教育不要論の声がある中、社会教育委員だけでなく関係者と連携をして、さまざまな形で地域の人々の生活を維持・向上させるための活動に期待していると共に、日常の活動に意味がある大会にしてほしいとのご挨拶に聞き入りました。

記念講演は、株式会社サンフレッチェ広島代表取締役社長仙田信吾氏による、広島サッカーの軌跡 ～百万一心の精神でつくる広島の未来～との演題で、熱のこもった講演で思いがひしひしと伝わって来ました。長年幼児からしっかりとしたサッカーを身に付けて、一軍の選手になれるように、多岐にわたるご指導をされたお話を伺いました。この長年の活動はまさしく地域に根ざした社会教育そのものと思いました。

シンポジウムは、「これからの時代を見据えた学びのデザイン」～ニューノーマル時代における社会教育の在り方～このテーマで、志々田まなみ氏のコーディネーターで、四名のシンポジストが活発に話をされておりました。関わりはそれぞれでしたが社会教育委員は自分の町、地域をどんなふうにしたいのか、地域全体に学びがあり社会教育を見える存在にしてほしい、そして地域を耕し花を咲かせるだけでなく、輝く人をより多く育てる活動をとの言葉にハッとしました。人と人が良好な関係を持ち繋がり、次は一緒に行動する仲間となり、皆で仕掛けていき多くの支援者を呼び込むことも必要と学びました。

何事も小さなことからこつこつと、知っているつもりでなく振り返りながら、続け通すことの大切さを教えていただきました。

二日目の各分科会のテーマは、第1分科会「地域学校協働活動による地域力の向上」、第2分科会「家庭教育支援・子育て支援の充実」、第3分科会「人生100年時代を見据えた社会教育の在り方」、第4分科会「社会構造の変化に伴う社会教育施設の役割」で行われました。私は第1分科会に参加をしました。

助言者は鳴門教育大学教授葛上秀文氏、事例発表は青森県つがる市社会教育委員長葛西貢造氏が、学校を核とした地域づくりのテーマで、地域学校活動を通して、「学びあい、支えあい、高めあう」地域づくりをめざし、学校支援ボランティア、自治会、社会教育団体など幅広い地域住民と協働しながら、子どもたちの成長につながる事例発表でした。

次の事例発表は高知市立春野中学校校長小川真悟氏が、持続可能な地域とともにある学校の実現のテーマで、持続可能な地域とともにある学校は、「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」のそれぞれの強みを生かした一体的な取り組みにより実現できます。学校運営協議会と地域学校協働本部の立ち上げや運営について、いかに一体的に取り組んでいるか、その実践の発表でした。

つがる市はコンパクトの中で各種団体と共同で良き伝統を守り、子どもたちを暖かく見守っている活動が伝わりました。

高知市立春野中学校を中心に地域の小学校二校と連携して、一過性でない繋がり継続を大切にし、人が代わっても繋がり継続できる地域にと、活動をされている様子が分かりました。校長先生や教師の異動があり発信の難しさはあると思いますが、地域内三校での共同は内容が代われども発信続けてほしいと思いました。

地域のプラットホームになり、連携・発信の社会教育委員を目指したいと思いました。この2日間を通しての貴重な体験、学びの機会を与えて下さいました県社会教育委員連絡協議会の皆さま、事務局の皆さまに重ねて感謝申し上げます。ありがとうございました。

VI 第 53 回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会に参加して

藤沢市社会教育委員会議 議長 稲川 由佳

本年度の関東甲信越静社会教育研究大会は 11 月 10 日、11 日に、山梨県甲府市にて開催された。大会の研究主題は『新たな生活環境の中での社会教育の在り方を考える～社会的包摂に向けた社会教育の果たす役割～』である。

社会的包摂とは「社会的に弱い立場にある人々も含め、市民一人一人、排除や摩擦・孤立から援護し、社会の一員として取り組み、支え合う考え方、社会的排除の反対の概念」とされている。

初日は全体会として、歓迎アトラクション、開会行事のあと、記念講演として、元ソフトボール女子日本代表監督の宇津木妙子氏から『夢の実現 努力は裏切らない!』というテーマで講演があった。指導者として長年の経験に基づいた、大変す峻に富むものであった。

その内容は主として「人を育てる心構え」についてである。相手に「何のためにそれをやるのか」という目的を理解してもらうことが大切であり、そのために説明を尽くすこと、また相手のもっている一番の長所を伸ばすこと、コミュニケーションを怠らないこと、そして指導者は過去に囚われず常に勉強をすること等であった。

その後、研究主題をテーマとしたシンポジウムが行われた。

コーディネーターは放送大学教授・山梨大学名誉教授の新藤聡彦氏が務められ、シンポジストとして、山梨県立大学名誉教授・公益社団法人山梨県看護協会 会長 佐藤悦子氏、認定 NPO 法人スペースふう事務局長 長池伸子氏、特定非営利活動法人かえる舎代表理事 斎藤和真氏の 3 名が登壇され、社会から孤立しやすい人々に目を向けて活動されている立場から、各々がお持ちである知見を詳らかに語られた。佐藤氏からは看護に携わる立場から、超高齢化のなか、高齢者が安心して地域に住み続けられるためのネットワーク（プラットフォーム）の構築について、長池氏からは孤立しがちな産後の母親や個別対応が必要な子育て家庭への支援を目的として、リユース食器を媒介としたネットワーク作りやイベント開催等について、また、斎藤氏からは違いを認め合う若者の居場所作りについてである。

中でもシンポジスト共通の発言としては、コミュニケーションとコーディネート的重要性が挙げられた。さまざまな場でコミュニケーションが必要になってくるが、例えば公での会議や少人数で行われるミーティング等でも、出席者全員が思っていることを発言できる雰囲気作りが必要であること、そして事業を行う場合も、参加者の考えや思いをくみ取るようにコミュニケーションを図ることが重要と指摘された。コミュニケーションの重要性を強調される理由は、何か問題が生じ、失敗に繋がる場合のほとんどがコミュニケーション不足によって起こるためとのことである。そしてコーディネーターの資質については、相手の考えを上手く引き出し、相手の話をしっかり聞くことのできる人材が必要になるとの見解があった。

二日目は 5 つの分科会が設定され、参加者はそれぞれに分かれて議論等を行った。各分科会名は、第 1 分科会「ひとづくり」、第 2 分科会「つながりづくり」、第 3 分科会「地域づくり」、第 4 分科会「生涯学習」、第 5 分科会「社会的包摂」である。

私は第 1 分科会「ひとづくり」に出席した。テーマ（サブテーマ）は『学校家庭地域の

連携協働の在り方（地域全体で子供を育てるために）』である。

ファシリテーターは山梨県立大学人間福祉部准教授 太田研氏が務められた。事例発表は群馬県館林市の社会教育委員会議副議長 井上美智子氏で、館林市の地域学校協働活動『放課後子ども教室の開設に向けて』である。

館林市の人口は約7万5千人、11の小学校があり、各小学校区にひとつずつ公民館が設置されている。並列方式の公民館で、小学校の近隣に位置し、学校と公民館の連携も取りやすい。教育委員会の組織内でも、学校教育、社会教育の連携が良く図られているとのことである。地域学校協働本部は公民館に設置し、統括コーディネーターは公民館長が担っていくことになっている。

事例発表後、参加者は4人ほどのグループに分かれ、地域学校協働活動についてディスカッションを行った。私達のグループは群馬県、埼玉県、山梨県、神奈川県からの出席者4名で構成された。（事例発表をされた井上氏も群馬県として加わって下さった。）

井上氏からは、事業を進めるにあたり地域住民との意思疎通の図り方に難しさを感じた話を頂いた。せっかくボランティアで集まってくださる地域の方々も、事業目的と違う方向に進んでしまう場合もある。

ディスカッションでは、目的をはっきりさせることが最も大切であろうとの結論に至った。地域学校協働活動の目的は何か、地域の人々が関わることの意味も考える必要がある。ともすると大人の自己満足になりかねず、子どもの成長、居場所作りなど、その目的に寄与しているのか等、共通の認識とする必要があり、そのための研修を用意する必要もある。

これらのことは、グループ発表として会場の他の参加者と共有させて頂いた。他のグループからも賛同の意見があり、共通課題として認識されているものと思われる。ファシリテーターの山梨県立大学の太田准教授からも、目的の明確化は地域学校協働活動の推進に最も必要な要素のひとつの指摘があった。

今回の大会に参加して思うことは、取り上げられる具体的課題が共通していることである。それらは初日のシンポジウム、二日目の分科会でも挙げられたコーディネート力、コミュニケーションであり、事業等を行う場合の目的の明確化、相互理解のための研修等の充実である。特にコーディネーターは必要とされながらも、誰が担っていくのか具体が伴っていないことも多い。また地域住民の活動が継続できるようにしていくためには、行政が下支えを担っていく必要もあろう。地域の特性や自治体規模の違いがあり、事例等が他の自治体に応用できるとは限らないが、参考になることは多々あると思う。

大会の研究主題にある社会的包摂のため、社会教育に求められることはますます増えていくと思われる。地域の特性を活かしながら、課題解決の具体的な方策を検討し、社会教育の充実を図っていくことが必要であろう。

第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会は、シンポジウム、分科会とも大変充実した内容であり、様々な気付きを得ることが出来た。

また落ち着きを見せているとはいえ、コロナ禍における大会の運営には大変なご苦労があったと思われる。初日のプログラムについては、初めての試みであるオンライン配信もあり、今大会の実行委員会のご尽力には感謝するばかりである。改めて御礼申し上げたい。

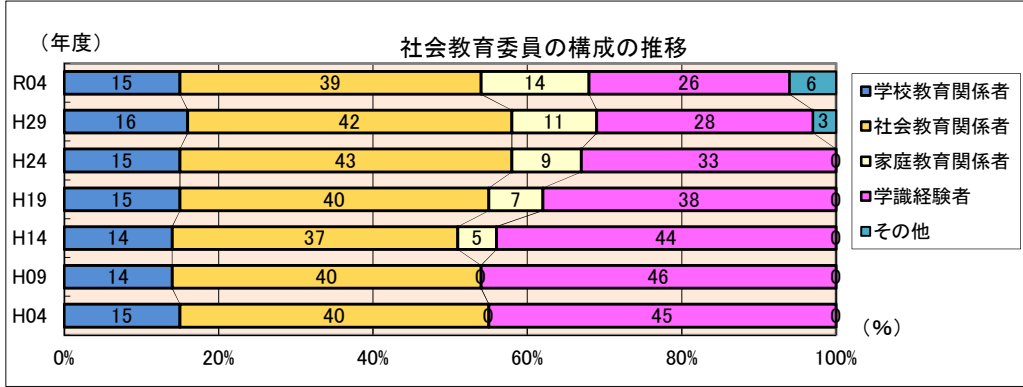
Ⅶ 統計に見る神奈川の社会教育

1 社会教育委員について（グラフ内の数値については、小数第1位で四捨五入）

(1) 社会教育委員の構成の推移

（単位 %）

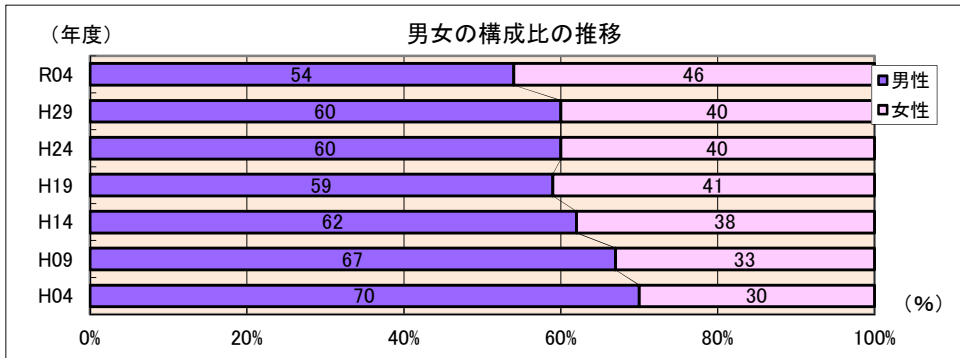
年 度	学校教育関係者	社会教育関係者	家庭教育関係者	学識経験者	その他
令和4年度	14.71	38.77	13.90	26.47	6.15



(2) 社会教育委員の男女の構成比の推移

（単位 %）

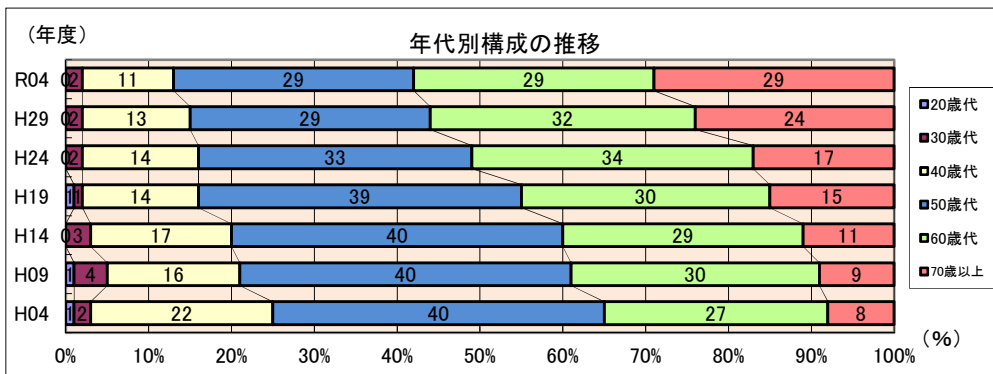
年 度	男性	女性
令和4年度	54.01	45.99



(3) 社会教育委員の年代別構成の推移

（単位 %）

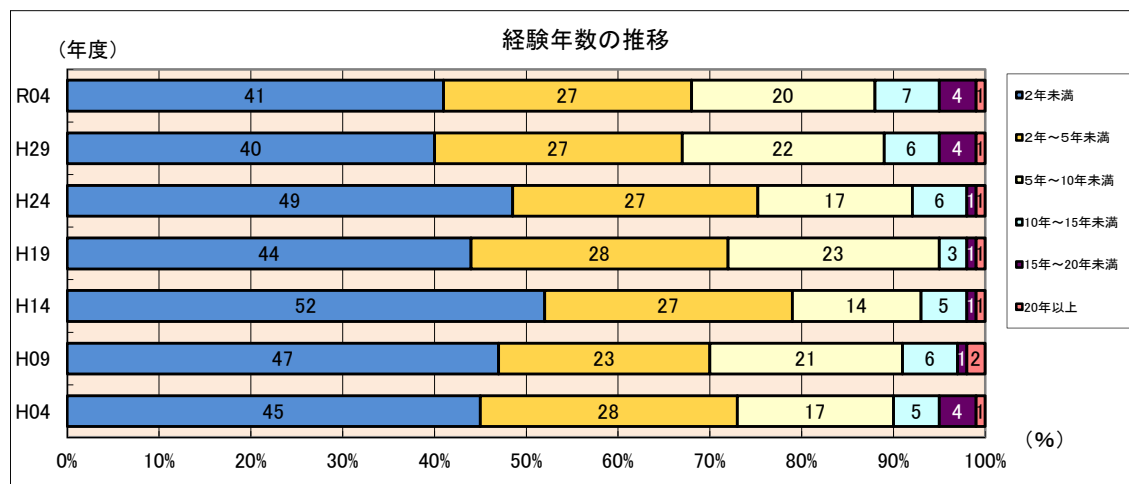
年 度	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
令和4年度	0.00	1.65	10.71	28.85	29.67	29.12



(4) 社会教育委員の経験年数の推移

(単位 %)

年 度	2年未満	2年～5年未満	5年～10年未満	10年～15年未満	15年～20年未満	20年以上
令和4年度	40.91	26.74	20.05	6.68	4.01	1.60



(5) 社会教育委員の公民館運営審議会委員との兼務状況（自治体数）

	全員兼務	一部兼務	兼務無し	公民館運営審議会無 (公民館未設置を含む)
令和4年度	2	5	1	25

(6)社会教育委員の構成

ア委員の定数及び構成別・年齢別構成

令和5年2月1日現在 委員数 374名

行政	番号	自治体名	人口 令和4年 9月1日現在	委員数 (R5. 2. 1)		参 加 有 無	構 成 別										年 代 別													
				定数 (欠員)	人数 公募		学校教育 関係者		社会教育 関係者		家庭教育 関係者		学 識 経験者		その他		30歳代 以下		40歳代		50歳代		60歳代		70歳代 以上					
							男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
				平成22年4月1日をもって廃止																										
県・4市	1	神奈川県					平成22年4月1日をもって廃止																							
	2	横浜市	3,772,887	10 (0)	10 0	有	1	1	0	1	0	1	2	1	3	0		年齢は把握していない												
	3	川崎市	1,541,264	20 (0)	20 2	有	2	1	8	1	1	1	2	2	1	1	1	1	2	0	5	4	5	0	1	1				
	4	相模原市	726,535	15 (1)	14 2	有	1	0	3	1	0	2	2	2	3	0	0	0	2	0	0	2	2	3	5	0				
	5	横須賀市	380,145	15 (0)	15 0	有	1	1	4	2	0	1	2	1	3	0	0	0	0	1	3	2	1	2	6	0				
湘南三浦	6	鎌倉市	172,544	10 (0)	10 0	無	1	1	1	4	0	1	1	1	0	0	0	0	2	0	2	2	1	1	2					
	7	藤沢市	443,272	15 (0)	15 3	有	2	1	1	4	1	0	3	3	0	0	0	1	1	2	1	3	4	1	1					
	8	茅ヶ崎市	243,957	10 (0)	10 0	有	0	1	2	5	0	0	0	2	0	0	0	0	1	2	1	2	0	2	0					
	9	逗子市	56,677	10 (0)	10 0	有	1	0	1	4	0	2	2	0	0	0	0	1	1	2	1	1	1	2	1					
	10	三浦市	40,960	15以内 (0)	6 0	有	1	0	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	1	0	1	2	0					
	11	葉山町	31,482	10 (0)	10 0	有	2	0	1	2	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	4	3	1	1	1					
	12	寒川町	48,592	10 (0)	10 0	無	1	1	2	1	0	1	3	1	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	3					
	13	厚木市	224,095	15 (0)	15 4	有	2	0	5	0	0	2	2	0	2	2	0	1	1	1	2	1	4	0	4					
	14	大和市	242,567	15以内 ()	11 0	有	1	0	1	0	0	3	4	2	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	3					
県央	15	海老名市	139,232	10 (0)	10 0	有	1	0	1	4	1	0	2	1	0	0	0	0	1	1	2	1	0	1						
	16	座間市	132,249	10以内 (0)	8 0	有	0	0	1	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	3						
	17	綾瀬市	83,342	10 (0)	10 1	有	1	1	3	1	0	1	2	0	0	1	0	0	1	1	1	1	0	3						
	18	愛川町	39,431	12 (0)	12 0	有	0	1	6	1	1	0	1	2	0	0	0	0	2	0	1	0	2	1						
	19	清川村	2,985	10 (3)	7 0	無	1	0	0	3	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	1	1	2						
中	20	平塚市	257,671	15以内 (0)	11 0	有	0	2	3	1	1	0	1	1	0	2	0	0	1	1	1	3	1	2						
	21	秦野市	161,705	15以内 (0)	13 1	有	1	1	3	2	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3						
	22	伊勢原市	101,379	13以内 (0)	12 2	有	1	1	3	3	1	2	1	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	2						
	23	大磯町	31,407	11 (0)	11 2	有	0	1	2	3	2	1	1	1	0	0	0	0	0	1	3	1	2	3						
	24	二宮町	27,159	8 (0)	8 0	有	0	1	3	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	1	2	1	2	2						
県西	25	南足柄市	40,166	10 (2)	8 1	有	0	1	1	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	2	2	1	3	0						
	26	中井町	9,080	15 (2)	13 0	無	2	1	3	1	0	2	3	1	0	0	0	0	0	1	4	3	2	1						
	27	大井町	17,178	16 (0)	16 0	有	1	0	4	1	1	5	2	2	0	0	0	0	2	3	2	3	4	2						
	28	松田町	10,500	15 (1)	15 0	無	1	0	4	2	0	3	3	2	0	0	1	0	1	2	0	3	3	0						
	29	山北町	9,392	13 (0)	13 0	有	0	1	1	2	0	0	7	2	0	0	0	0	0	3	1	1	2	4						
	30	開成町	18,643	13 (4)	9 0	有	1	0	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	3	1	3	1						
	31	小田原市	187,451	13以内 (0)	12 0	有	2	1	3	2	0	2	1	1	0	0	0	0	0	3	2	2	2	1						
	32	箱根町	10,999	12 (2)	10 0	有	2	0	2	2	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3	1	1						
	33	真鶴町	6,521	12 (4)	8 0	無	0	1	2	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0						
	34	湯河原町	22,587	15 (3)	12 0	有	5	0	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	4	2						
小計						35	20	82	63	12	40	61	38	12	11	2	4	20	19	48	57	59	49	67						
(公募委員)						0	0	1	1	0	2	3	2	5	4	0	2	0	1	0	2	7	3	2						
合計						9,234,054	417	374	55	145	52	99	23	6	39	105	108	106												
(公募委員)						18	0	2	2	5	9	2	1	2	10	3														

(注) 公募委員の人数は、上段の人数の内数として記載した。 50 -

イ 委員の任期及び経験年数別人数

行政	番号	自治体名	委員の任期					委員の経験年数																			
			任期年	再任可否	制限の有無	任期年数	年齢	現委員の任期	委員数			2年未満		2年以上5年未満		5年以上10年未満		10年以上15年未満		15年以上20年未満		20年以上					
									総数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
	1	神奈川県				年	歳	H 年 月 日	0																		
県・4市	2	横浜市	2	可	有	4年	歳	R 5年 9月 14日	10	6	4	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	川崎市	2	可	有	10年	歳	R 6年 4月 30日	20	14	6	8	5	3	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	相模原市	2	可	有	10年	歳	R 6年 1月 10日	14	9	5	5	0	1	2	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	横須賀市	2	可	無	年	歳	R 6年 4月 30日	15	10	5	3	3	4	0	0	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	6	鎌倉市	2	可	無	年	歳	R 6年 10月 31日	10	3	7	1	3	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
湘南三浦	7	藤沢市	2	可	無	年	歳	R 6年 6月 30日	15	7	8	4	2	1	1	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8	茅ヶ崎市	2	可	有	6年	歳	R 6年 6月 30日	10	2	8	1	3	1	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	9	逗子市	2	可	無	年	歳	R 5年 11月 30日	10	4	6	2	3	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	10	三浦市	2	可	無	年	歳	R 6年 3月 31日	6	3	3	1	0	1	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
	11	葉山町	2	可	有	12年	75歳	R 5年 3月 31日	10	4	6	3	1	0	2	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	12	寒川町	2	可	有	年	歳	R 6年 3月 31日	10	6	4	1	2	4	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
県央	13	厚木市	2	可	有	6年	歳	R 5年 5月 31日	15	11	4	5	3	5	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14	大和市	2	可	無	年	歳	R 5年 5月 31日	11	6	5	3	1	1	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15	海老名市	1	可	無	年	歳	R 5年 5月 31日	10	5	5	3	1	1	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	16	座間市	2	可	無	年	歳	R 6年 4月 30日	8	6	2	0	1	1	0	3	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0
	17	綾瀬市	2	可	無	年	歳	R 5年 6月 30日	10	6	4	2	2	0	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0
	18	愛川町	2	可	無	年	歳	R 5年 4月 30日	12	8	4	1	1	3	2	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	19	清川村	2	可	無	年	歳	R 6年 3月 31日	7	2	5	0	1	1	1	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
中	20	平塚市	2	可	有	6年	75歳	R 6年 5月 31日	11	5	6	3	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	21	秦野市	2	可	無	年	歳	R 5年 5月 31日	13	7	6	5	3	0	2	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0
	22	伊勢原市	2	可	無	年	歳	R 5年 4月 30日	12	6	6	3	2	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	23	大磯町	2	可	無	年	歳	R 6年 9月 30日	11	5	6	1	3	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	24	二宮町	2	可	無	年	歳	R 6年 3月 31日	8	4	4	1	2	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県西	25	南足柄市	2	可	無	年	歳	R 5年 11月 30日	8	3	5	2	2	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	中井町	2	可	無	年	歳	R 6年 3月 31日	13	8	5	6	2	2	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	27	大井町	2	可	無	年	歳	R 6年 3月 31日	16	8	8	6	2	1	0	0	5	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	28	松田町	2	可	無	年	歳	R 6年 3月 31日	15	8	7	2	0	5	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	29	山北町	2	可	無	年	歳	R 5年 3月 31日	13	8	5	1	1	6	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	30	開成町	2	可	無	年	歳	R 6年 3月 31日	9	7	2	2	2	2	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	31	小田原市	2	可	無	年	歳	R 6年 7月 31日	12	6	6	3	4	1	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	32	箱根町	2	可	無	-年	-歳	R 6年 3月 31日	10	4	6	0	1	2	0	0	2	0	1	1	2	1	0	0	0	0	0
	33	真鶴町	2	可	無	年	歳	R 6年 3月 31日	8	2	6	0	2	1	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	34	湯河原町	2	可	無	年	歳	R 6年 3月 31日	12	9	3	2	1	3	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計									374	202	172	85	68	59	41	32	43	14	11	5	10	5	1				
合計									374	374		153	100		75		25		15		6						

ウ 社会教育・家庭教育関係者の団体・グループ・サークルなどへの所属

番号	団体	社会教育関係者	家庭教育関係者	合計
1	P T A関係団体	15	20	35
2	文化関係団体	20	0	20
3	体育・スポーツ・レクリエーション関係団体	25	0	25
4	子ども会育成関係団体	11	1	12
5	女性関係団体	9	2	11
6	子育て支援グループ・ネットワーク、おやじの会等	0	4	4
7	青少年指導員	14	1	15
8	母親クラブ連絡協議会 等	0	2	2
9	公民館活動連絡協議会 等	7	0	7
10	青少年育成関係団体	8	0	8
11	お話し会・読み聞かせ	0	5	5
12	議会・区町内自治会長連絡協議会 等	6	0	6
13	ボーイ・ガールスカウト	2	0	2
14	民生委員・児童委員協議会	2	1	3
15	公民館登録団体 等	2	0	2
16	地域教育力育成団体等	6	1	7
17	人形芝居・子ども劇場等	0	0	0
18	ボランティア団体等	3	0	3
19	幼稚園協会	2	0	2
20	図書館協議会	0	0	0
21	その他	13	15	28

エ 学識経験者の主たる推挙理由

	主たる推挙理由	人数	%
a	各種団体に所属し、その活動が顕著である	13	16.16
b	学校教育に関する造詣が深い	21	20.2
c	教育行政に対する造詣が深い	32	38.38
d	特定の学問・芸術・伝統工芸等について造詣が深い	12	7.07
e	ボランティア活動等について顕著な実績がある	4	8.08
f	その他（市民協働・まちづくりに造詣が深い、自治会推薦）	17	10.1

オ 公民館運営審議会委員との兼務状況

公民館運営審議会設置の有無	審議会委員を兼務している自治体		審議会委員を兼務していない自治体
	自治体数	兼務人数	
有 : 8 無 : 25	自治体数 7	35 人	1
	(内訳) 全員兼務 2 一部兼務 5	委員全体の 10.02 %	(公民館運営審議会未設置の自治体を含む)

カ 社会教育委員として他の機関に参画している状況

自治体名	名 称	人数	回数	主 な 活 動 内 容
川崎市	市民館大ホール優先申請利用調整会議	1	4	市民館大ホール優先申請事業についての審議
	平和教育映像教材等連絡調整会議	1	1	映像教材等購入の意見聴取
相模原市	市立図書館協議会	1	3	図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる。
鎌倉市	青少年問題連絡協議会	1	3	審議会
	鎌倉市にふさわしい博物館構想検討委員会	1	2	審議会
藤沢市	生涯学習活動推進室運営委員会	1	3	生涯学習活動推進室の運営についての審議
	藤沢市図書館協議会	1	4	図書館運営や図書館奉仕についての審議
	藤沢市民ギャラリー運営協議会	1	2	ギャラリーの運営および管理についての審議
	藤沢市スポーツ推進審議会	1	4	スポーツ振興に関する重要事項の調査・審議・建議
	(財)藤沢市みらい創造財団青少年育成委員会	1	4	青少年健全育成のための事業推進及び効率的な執行体制の構築についての検討
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市青少年問題協議会	1	1	青少年問題に係る審議や情報交換を行う
	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会	1	2	文化生涯学習プランの策定及び変更
	茅ヶ崎市博物館協議会	1	1	博物館長の諮問に応じ、意見を述べる
逗子市	生涯学習推進懇話会	1	1	生涯学習推進計画の進行状況及び生涯学習関連事業の実施状況や結果について話し合う。並びに当該計画の策定または改定に関して意見交換を行う。
	共育のまち推進懇話会	1	1	逗子市総合計画基本構想に示される5つの柱の1つである、共に学び、共に育つ共育のまちの実現のため、広く市民、関係者等の意見を聴取している。
	まちづくりネットワーク会議	1	0	市民委員や住民自治協議会のメンバーが、横のつながりを意識し、広く情報共有、意見交換等を行うことを目的にしている。
三浦市	三浦市青少年問題協議会	1	2	幹事会、協議会
寒川町	寒川町生涯学習推進会議	1	2	生涯学習プラン「寒川 学びプラン」進行管理
	寒川町青少年問題協議会	1	2	青少年の指導等に関する事項の調査審議等
	寒川町公共施設再編計画進行管理委員会	1	2	寒川町公共施設再編計画の進行管理
	指定管理者制度外部モニター	2	2	指定管理施設（公民館・図書館）のモニタリング調査

自治体名	名 称	人数	回数	主 な 活 動 内 容
厚木市	厚木市図書館協議会	1	3	図書館運営について意見を述べる
	厚木市点検評価委員	1	3	教育委員会各事業について意見を述べる
	厚木市生涯学習推進会議	1	2	厚木市生涯学習推進計画実施計画事業の点検
大和市	大和市青少年問題協議会	1	2	青少年問題の総合的施策について意見を述べる
	大和市子ども読書活動推進会議	1	3	子ども読書環境の整備について意見を述べる
	大和市生涯学習振興基金審査会	2	1	文化芸術および生涯学習の振興、普及を図る事業について審査を行う
	大和市文化創造拠点等運営審議会	1	4	文化創造拠点等の指定管理者や管理について意見を述べる
海老名市	海老名市学校・地域ネットワークづくり運営委員会	1	3	地域力をいかした、地域学校協働活動の推進に関すること
座間市	青少年問題協議会	1	1	会議への出席
	図書館協議会	1	3	会議への出席
綾瀬市	青少年問題協議会	1	2	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的政策の樹立について、必要な重要事項の調査審議等を行う。
愛川町	生涯学習推進プラン推進委員会	1	2	計画の進行管理、新計画策定に向けた協議
	男女共同参画基本計画推進委員会	1	2	計画の進行管理、新計画策定に向けた協議
	青少年県外交流実行委員会	1	2	事業実施要項や予算等の協議、決定
秦野市	図書館協議会	2	3	図書館の管理運営について協議
	ほうらい会館運営委員会	1	1	ほうらい会館の管理運営について協議
	社会を明るくする運動推進委員会	1	1	法務省提唱「社会を明るくする運動」の本市運動についての協議と実際活動
	市民の日運営委員会	1	3	「市民の日」の運営について
	親子川柳大会実行委員会	2	3	家庭教育関係事業「親子川柳大会」の運営について協議
	教育行政点検・評価委員会	2	2	教育施策等が効果的に執行されているか点検・評価
伊勢原市	伊勢原市図書館協議会委員	1	2	図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館の奉仕について意見を述べる。
	伊勢原市民生委員推薦会委員	1	3	民生委員児童委員選出のための、推薦の可否についての審議を行う。
	伊勢原市教育振興基本計画策定委員会委員	1	4	令和5年度以降の教育振興に係る施策を総合的・計画的に進める「伊勢原市第3期教育振興基本計画」の策定にあたり意見を述べる。
	いせはら市展実行委員	1	3	いせはら市展の企画運営を行い、PR活動や募集活動、会期中の受付等業務を行う。
大磯町	郷土資料館運営協議会	1	3	郷土資料館運営事業の進捗状況について
二宮町	図書館協議会	1	3	図書館事業に関する意見聴取
	学校運営協議会	5	3	学校運営に関すること

自治体名	名 称	人数	回数	主 な 活 動 内 容
南足柄市	南足柄防犯協会	1	1	防犯活動への意見・助言
	図書館協議会	1	2	図書館活動の推進に関する協議
	スポーツ推進審議会	1	1	スポーツ施策に関する審議
	教育委員会事務の点検・評価会議	1	2	点検・評価の客観性を確保するための意見・助言
中井町	生涯学習推進協議会	1	1	生涯学習推進に関する支援
	青少年問題協議会	2	1	青少年の健全育成に関する協議
	青少年育成のつどい実行委員会	1	1	青少年育成のつどい企画・立案
	戸沢村・中井町青少年ふれあい交流事業実行委員会	1	1	山形県戸沢村との青少年交流事業への支援
大井町	生涯学習推進委員会議	2	2	町の生涯学習推進計画に係る事業把握と検討
	青少年問題協議会	1	1	青少年問題に関すること
	町社会福祉協議会理事	1	4	事業計画、予算執行、規約審議等に関すること
松田町	松田町青少年問題協議会	1	1	青少年の指導育成・保護に関する調査等
山北町	山北町人権・同和啓発推進協議会	1	1	人権同和啓発活動の推進
	山北町生涯学習推進協議会	2	1	町民全体の生涯学習の推進、事業方策の検討
	山北町青少年問題協議会	1	1	青少年の指導育成、保護、矯正等の協議
	山北町社会福祉協議会評議員会	1	3	社会福祉協議会の事業についての協議検討
	子ども子育て会議	1	3	就学前の子どもの育成に関する課題の検討
小田原市	明るい選挙推進協議会	1	4	選挙推進啓発事業への参加等
箱根町	箱根町青少年問題協議会	1	1	協議会会議出席
真鶴町	青少年育成連絡会	1	2	青少年を取り巻く問題の情報交換
	青少年問題協議会	1	2	青少年を取り巻く問題の解決方法の検討
湯河原町	福社会館運営協議会	1	0	福社会館の運営・管理について協議する
	民生委員推薦会	1	0	民生委員、児童委員として適切な者の推薦
	青少年問題協議会	1	0	青少年の指導、育成、保護について関係機関と調整を図る
	体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰選考委員会	1	1	スポーツの普及、振興、発展などに功労のあった者又は優秀な成績をおさめた個人及び団体の表彰等に関し、審査、決定する。
	男女共同参画懇話会	1	0	男女共同参画社会実現に向けた施策の協議
	地域会館活用事業	1	3	地域の住民が主体となって教室や講座を企画運営
事 業 等		87 人	153 回	

2 社会教育委員の活動について

(1) 活動のテーマについて

自治体名	テーマ設定の有無		テーマ名又は内容
	有	無	
横浜市	○		「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づく本市取組の方向性について
川崎市	○		・「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「（仮称）川崎市市民館・労働会館 管理運営計画（案）」について ・生涯学習推進活動方針（案）について
相模原市	○		仮主題「公民館を核とした地域づくりの新たな展開」
横須賀市	○		横須賀市生涯学習センターで開講している市民大学講座についての検討
鎌倉市		○	
藤沢市	○		「生涯学習ふじさわプラン2021」の最終評価
茅ヶ崎市	○		新しい生活様式における社会教育の可能性と未来について
逗子市	○		社会教育推進プランの改定について
三浦市		○	
葉山町		○	
寒川町		○	
厚木市	○		厚木市における地域学校協働活動について及び令和3年度厚木市地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムの開催について
大和市	○		家庭教育支援
海老名市		○	
座間市	○		「高齢者の生涯学習」をテーマとした内容で検討中
綾瀬市		○	
愛川町	○		愛川町を愛する～ふるさと愛川の豊かさと愛着を感じる社会教育の振興をめざして～
清川村	○		C S と地域学校協働活動との一体的推進、男女共同参画基本計画の進捗管理方法、社会教育に対する課題
平塚市	○		（協議中）
秦野市		○	
伊勢原市		○	
大磯町		○	
二宮町	○		地域学校協働活動の推進
南足柄市	○		「子どもの地域活動について」の研究
中井町	○		学校と地域の連携について
大井町	○		「家族で親しめる図書館づくり」、「学びおおいサポーター制度の見直し・活用に向けて」
松田町	○		家庭における読書活動の推進について
山北町	○		子どもたちを育成するための、よりよい地域社会の構築 ー共生と共育の町を目指してー
開成町	○		読書活動の推進について
小田原市	○		新しい生活様式を踏まえた社会教育・生涯学習のあり方とその可能性について
箱根町		○	本年度は県社教連地区研究会発表に向けて打合せ
真鶴町	○		コロナ禍における生涯学習・社会教育事業のあり方 ～人と人、人と地域、地域と地域がつながるには～
湯河原町		○	
合計	22	11	

(2)会議の開催等について

行政	番号	自治体名	定例会			臨時会		小委員会	
			回数	招集権者	出席率(%)	回数	招集権者	回数	招集権者
県・4市	1	神奈川県	平成22年4月1日をもって廃止						
	2	横浜市	3	議長	90.0	0		0	
	3	川崎市	8	議長	81.6	0		45	部会長
	4	相模原市	4	議長	97.6	0		4	委員長
	5	横須賀市	4	議長	66.7	0		1	有志
湘南三浦	6	鎌倉市	4	教育委員会	80.0	0		0	
	7	藤沢市	7	議長	89.0	0		0	
	8	茅ヶ崎市	1	教育長	90.0	0		0	
	9	逗子市	4	議長	93.0	0		0	
	10	三浦市	2	議長	75.0	0		0	
	11	葉山町	3	教育委員会	90.0	0		0	
	12	寒川町	2	議長	90.0	0		6	部会長
県央	13	厚木市	5	議長	82.0	0		4	議長
	14	大和市	4	議長	88.6	1	議長	0	
	15	海老名市	2	議長	100.0	4	議長	0	
	16	座間市	6	議長	92.0	0		0	
	17	綾瀬市	3	議長	97.0	0		0	
	18	愛川町	3	議長	96.0	0		0	
	19	清川村	3	議長	95.2	0		0	
中	20	平塚市	4	議長	93.9	0		0	
	21	秦野市	3	議長	94.8	0		0	
	22	伊勢原市	3	議長	97.0	1	議長	0	
	23	大磯町	3	議長	100.0	0		0	
	24	二宮町	6	委員長	85.0	0		0	
県西	25	南足柄市	4	委員長	84.0	0		0	
	26	中井町	6	議長	96.0	0		0	
	27	大井町	5	教育長・議長	92.0	0		1	教育長・議長
	28	松田町	6	議長	90.0	1	議長	0	
	29	山北町	8	議長	83.0	0		0	
	30	開成町	6	議長	98.0	0		0	
	31	小田原市	4	議長	85.4	0		0	
	32	箱根町	7	教育長	100.0	0		0	
	33	真鶴町	4	議長	87.5	0		0	
	34	湯河原町	1	教育委員会	83.3	0		0	
合計			138		89.8	7		61	

・定例会平均開催回数 4.18 回
 ・定例会平均出席率 89.8 %

(3) 諮問・答申及び建議について

ア 諮問及び答申の件数

	諮 問	答 申	継続審議中のもの
文書によるもの	4	3	1
口頭によるもの	16	15	0

(注) ・ 諮問件数には、社会教育委員の定例会等で報告のあった社会教育関係団体に対する補助金交付についても含む。
 ・ 継続審議中とは、前年度の諮問に対し引き続き審議しているものをいう。

イ 諮問及び答申について

補助金に関するもの

自治体名	標 題 等	諮問年月日	答申年月日
川崎市	社会教育関係団体に対する補助金支出について	R5. 3	R5. 3
相模原市	令和5年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付について	R5. 1	R5. 2
横須賀市	社会教育関係団体への補助金の支出について	R4. 6. 28	R4. 6. 28
葉山町	令和5年度補助金について	R4. 10. 24	R4. 10. 24
寒川町	令和4年度社会教育関係団体補助金等交付について	R4. 5. 24	R4. 5. 24
厚木市	令和5年度社会教育団体に対する補助金について	R5. 2. 10	R5. 2. 10
大和市	令和4年度社会教育関係団体への補助金について	R4. 4. 27	R4. 4. 27
海老名市	令和5年度社会教育団体への補助金について	R5. 3	R5. 3
座間市	社会教育関係団体補助金交付について	R5. 3	R5. 3
綾瀬市	令和5年度社会教育関係団体への補助金交付について	R5. 2. 21	R5. 5. 21
愛川町	社会教育事業について	R5. 2	R5. 2
平塚市	社会教育関係団体等への補助金の交付について	R4. 6. 1	
伊勢原市	令和5年度社会教育関係団体への補助金について	R5. 3	R5. 3
二宮町	社会教育関係団体補助金について	R4. 10. 14	R4. 10. 14
中井町	令和4年度社会教育関係団体への補助金交付について	R4. 5. 9	R4. 5. 9
小田原市	令和5年度社会教育関係団体への補助金について（予定）	R5. 2. 21	R5. 2. 21

補助金に関するもの以外

自治体名	標 題 等	諮問年月日	答申年月日
茅ヶ崎市	新しい生活様式における社会教育の可能性と未来について	R2. 9. 23	R4. 3. 9
海老名市	海老名市教育大綱について	R4. 8. 23	R4. 9. 20
座間市	座間市生涯学習プラン（令和3～12年度）素案について	R4. 11. 16	R4. 11. 20
伊勢原市	伊勢原市生涯学習推進指針の改定について	R3. 11. 30	R5. 3

ウ 社会教育法第13条により補助金交付についての諮問について

形 態	・ 定例会等で諮問、意見聴取、協議	10
	・ 報告によって諮問にかえる等	12
	・ 文書による諮問	1

エ 建議件数(意見具申を含む)

文書によるもの	口頭によるもの	継続審議中のもの
1	1	4

オ 建議について(意見具申も含む)

自治体名	年月日	標 題	内 容	建議に至るまでの経緯
横須賀市			生涯学習センターの市民大学の在り方について	R3年度から開始し、来年度確定。標題もその際決定する。
南足柄市		子どもの地域活動について	今後の子どもの地域活動の推進について調査・研究を行う	子ども会の減少など子どもの地域活動が減少している状況を踏まえ、子どもが地域の中で活動できる環境づくりを支援することとした
松田町	R5. 2. 10	読書活動推進	松田町子ども読書推進計画改定案作成	自主的にテーマを決めて研究
開成町		読書活動の推進について	読書活動の動機付けや環境整備について	令和元年度の建議の経過確認とそれに関連した調査研究であれば、コロナ禍であっても進められるのではないかと協議の結果。
小田原市	R4. 5. 31	地区公民館の役割を再生する	地区公民館の役割、活用についての調査研究	H28年の社会教育委員会議答申を受け

(注) 「年月日」欄の空欄は、継続審議中のものを表す。

(4) (3)の諮問及び建議に伴う調査研究活動について

調査名	年月日	主 な 内 容
南足柄市 子どもの地域活動について	R4. 1	保護者、自治会長対象の子どもの地域活動について実態・意識調査
松田町 読書活動推進	定例会及び 随時調査研究	松田町子ども読書推進計画改定案の作成
開成町 私設図書館の 状況について	R4. 10. 21	町内の児童書専門店「子どもの本箱」視察
小田原市		※ R4年度中の(3)オ建議については報告書作成作業のみ

(5)教育委員会への意見具申等について

ア 社会教育法第17条第2項により、教育委員会へ出席して意見を述べる機会をもった自治体

自治体名	件 名	年 月 日	出席者	主 な 内 容
該当なし			代表	
			全員	
			人	
			代表	
			全員	
			人	

イ 上記以外で教育委員会と定期又は不定期に意見交換を行った自治体

自治体名	定期・不定期	年 月 日	主 な 内 容
川崎市	不定期	R4. 5. 24	社会教育委員会議研究報告書を教育長に手交する
平塚市	定期	R5. 2. 17	社会教育委員会議の協議経過報告

(6)社会教育法第17条第3項により、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項についての助言と指導を行なった自治体

該当なし

(7)社会教育委員の会議の内部組織について

小委員会等の組織状況

自治体名	〈有の場合〉名称	構成人数	開催回数	主な仕事の内容
川崎市	教育文化会館専門部会	8	4	館の運営及び館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。
	幸市民館専門部会	8	4	館の運営及び館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。
	中原市民館専門部会	8	4	館の運営及び館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。
	高津市民館専門部会	8	4	館の運営及び館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。
	宮前市民館専門部会	8	4	館の運営及び館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。
	多摩市民館専門部会	8	4	館の運営及び館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。
	麻生市民館専門部会	9	4	館の運営及び館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。
	図書館専門部会	10	4	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。
	日本民家園専門部会	10	4	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。
	青少年科学館専門部会	10	4	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。
	有馬・野川生涯学習支援施設専門部会	8	3	施設の運営について調査審議すること。
青少年教育施設専門部会	9	2	青少年教育施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	
相模原市	小委員会	7	4	定例会協議題の素案の検討等
横須賀市	小委員会	5	1	令和4～5年度の社会教育委員会議の審議に必要な情報や資料の収集等
寒川町	公民館部会	5	3	公民館に関する事項について専門的に協議
	図書館部会	5	3	図書館に関する事項について専門的に協議
厚木市	地域学校協働活動及び令和4年度地域ぐるみ家庭教育支援フォーラム小委員会	6	4	厚木市における地域学校協働活動及び令和4年度厚木市地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムの開催に伴う検討
中井町	活動テーマ分科会	8	0	隔年開催
	里都まちブックピクニック分科会	8	0	隔年開催
合計		148人	60回	

(8) 諮問・答申・建議・意見具申以外の事項で、社会教育委員会議等に関わる活動や話題になった内容

自治体名	内 容 等
逗子市	社会教育推進プランに基づく社会教育関連事業の検討、進行管理
	社会教育推進プランの改定について
厚木市	家庭教育に関するパンフレット「元気なあつぎっ子心がけ6ヶ条」を市内全小学校児童へ配布
	厚木市における地域学校協働活動について及び令和4年度厚木市地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムの開催について
大和市	子育て中の母親・父親等の保護者を対象に、家庭教育の大切さを知り、子育てにたいして大人がどのように関わりを持ち、子どもたちをどのように育てていくかを考える講座を家庭教育支援事業として社会教育委員会議主催で実施。(4年目) 日時：令和4年11月23日(水・祝)13:00~16:00 場所：コミュニティーセンター中央林間会館 集会室
海老名市	社会教育関連事業(えびなっ子ふれあいフェスタ・いきいきシンポジウム等)について
	社会教育計画について
	海老名市立図書館について
清川村	社会教育活動情報発信について
松田町	家庭における読書活動の推進についての意見交換
開成町	議会民生常任委員会から、(仮)読書活動推進理念条例の制定に向け意見を求められた
箱根町	今年度は、県社教連地区研究会事例発表年であるため、開催に向けて事例発表の打合わせに集中した
真鶴町	コロナ禍における社会教育事業の再開に向けた取組み
	地域学校協働活動の活用

(9) 社会教育委員会議の公開の有無について

公開する自治体	公開しない自治体
30	3

(10) 社会教育委員会議の議事内容の公開について

公開する方法等	自治体の数
ア 議事録を自治体のホームページに公開している	22
イ 議事録を所管課窓口や図書館等の行政機関で閲覧できる	8
ウ 情報開示請求があれば対応している	18
エ その他	0

(注) 複数回答あり

3 社会教育委員の研修について

(1) 研修の実施状況について

ア 視察研修

自治体名	実施年月	研修場所	研修内容	参加者
川崎市	R5. 2. 8	川崎市中原市民館・川崎市立中原図書館	市内の社会教育施設視察	4
秦野市	R4. 11. 4～5	福島県相馬市	「第27回全国報徳サミット相馬市大会」に参加し、報徳思想を通じたまちづくりや人づくりを学ぶ。	5
中井町	R4. 11. 30	平塚市博物館・平塚市美術館	足柄上郡社会教育委員連絡協議会視察研修会（施設見学、学芸員の説明を聞く）	3
大井町	R4. 11. 30	平塚市博物館・平塚市美術館	足柄上郡社会教育委員連絡協議会視察研修会（施設見学、学芸員の説明を聞く）	2
松田町	R4. 11. 30	平塚市博物館・平塚市美術館	足柄上郡社会教育委員連絡協議会視察研修会（施設見学、学芸員の説明を聞く）	2
山北町	R4. 11. 30	平塚市博物館・平塚市美術館	足柄上郡社会教育委員連絡協議会視察研修会（施設見学、学芸員の説明を聞く）	3
開成町	R4. 11. 30	平塚市博物館・平塚市美術館	足柄上郡社会教育委員連絡協議会視察研修会（施設見学、学芸員の説明を聞く）	3
合 計				22

イ 一般研修

(ア) 市町村・教育事務所・郡社教連等研修会参加者(社会教育委員のみ)

自治体名	実施年月日	研 修 場 所	研 修 内 容	参加者
厚木市	R4. 10. 11	厚木合同庁舎	県央教育事務所主催：社会教育委員連絡会議（講演・情報交換）	3
	R4. 11. 30	海老名市文化会館	県央教育事務所主催：知ることから始める人権啓発研修講座	1
大和市	R4. 10. 11	厚木合同庁舎	県央教育事務所主催：社会教育委員連絡会議（講演・情報交換）	2
	R4. 11. 30	海老名市文化会館	県央教育事務所主催：知ることから始める人権啓発研修講座	1
座間市	R4. 10. 11	厚木合同庁舎	県央教育事務所主催：社会教育委員連絡会議（講演・情報交換）	1
	R4. 11. 30	海老名市文化会館	県央教育事務所主催：知ることから始める人権啓発研修講座	2
綾瀬市	R4. 10. 11	厚木合同庁舎	県央教育事務所主催：社会教育委員連絡会議（講演・情報交換）	2
愛川町	R4. 8. 29	愛川町役場分館会議室 2	講演（視聴）、情報交換	3
	R4. 10. 11	厚木合同庁舎	県央教育事務所主催：社会教育委員連絡会議（講演・情報交換）	4
清川村	R4. 10. 11	厚木合同庁舎	県央教育事務所主催：社会教育委員連絡会議（講演・情報交換）	1
南足柄市	R4. 7. 7	足柄上合同庁舎	足柄上郡地区生涯学習研修会「地域と学校の連携・協働のあり方」	1
	R4. 9. 13	小田原市生涯学習センターけやき	人権教育研修講座	2
	R4. 12. 7	足柄上合同庁舎	人権教育研修講座	1
大井町	R4. 7. 7	足柄上合同庁舎	足柄上郡地区生涯学習研修会「地域と学校の連携・協働のあり方」	2
	R4. 8. 17	大井町生涯学習センター（ZOOM）	学校と地域との協働推進コース「地域の資源を生かした地域学校協働活動」	5
	R4. 8. 25	足柄上合同庁舎	読書活動実践コース「子どもと本をつなぐ担い手として」	5
	R4. 12. 7	足柄上合同庁舎	人権教育研修講座「犯罪被害者等の人権を考える」	4
	R5. 2. 10	松田町生涯学習センター	足柄上郡社会教育委員連絡協議会地区研修会「家庭における読書活動の推進について」	7

松田町	R4. 7. 7	足柄上合同庁舎	足柄上郡地区生涯学習研修会 「地域と学校の連携・協働のあり方」	3
	R4. 12. 3	松田町生涯学習センター	人権教育研修会	10
	R4. 12. 7	足柄上合同庁舎	人権教育研修講座	2
	R5. 2. 10	松田町生涯学習センター	足柄上郡社会教育委員連絡協議会 地区研修会 「家庭における読書活動の推進について」	15
山北町	R4. 7. 7	足柄上合同庁舎	足柄上郡地区生涯学習研修会 「地域と学校の連携・協働のあり方」	4
	R5. 2. 10	松田町生涯学習センター	足柄上郡社会教育委員連絡協議会 地区研修会 「家庭における読書活動の推進について」	7
開成町	R4. 7. 7	足柄上合同庁舎	足柄上郡地区生涯学習研修会 「地域と学校の連携・協働のあり方」	2
	R5. 2. 10	松田町生涯学習センター	足柄上郡社会教育委員連絡協議会 地区研修会 「家庭における読書活動の推進について」	5
箱根町	R4. 7. 7	足柄上合同庁舎	足柄上郡地区生涯学習研修会 「地域と学校の連携・協働のあり方」	4
真鶴町	R4. 7. 7	足柄上合同庁舎	足柄上郡地区生涯学習研修会 「地域と学校の連携・協働のあり方」	1
合 計				100

(イ) 地区研究会・研修会及び関プロ大会・全国大会等参加者(社会教育委員のみ)

行政	番号	自治体名	地区研究会		社教連研修会	計	全国大会 (広島県)	関プロ大会 (山梨県)
			愛川町 R2. 11. 24	箱根町 R5. 2. 16	県 R4. 8. 29		R2. 11. 11～11. 13	
			愛川町文化センター	仙石原文化センター	ZOOM開催		広島国際会議場	甲府市総合市民会館
			愛川町を愛する ～ふるさと愛川の豊かさ と愛着を感じる社会教育 の振興をめざして～	子どもとともに 大人 とともに 地域ととも に 育てる学びの場 ～幅広い世代交流を通 じて～	地域の教育力を引き 出すために 国立教育政策研究所 志々田まなみ氏		これからの時代を 見据えた学びのデ ザイン	新たな生活環境の中 での社会教育の在り 方を考える
県・ 4市	1	神奈川県				0		
	2	横浜市	0	0	0	0	0	0
	3	川崎市	1	1	0	2	0	0
	4	相模原市	2	1	1	4	0	1
	5	横須賀市	2	3	6	11	0	0
湘 南 三 浦	6	鎌倉市	0	1	1	2	0	0
	7	藤沢市	1	0	2	3	0	1
	8	茅ヶ崎市	1	1	3	5	1	1
	9	逗子市	0	1	3	4	0	0
	10	三浦市	0	0	0	0	0	0
	11	葉山町	0	0	0	0	0	0
	12	寒川町	2	2	1	5	0	0
県 央	13	厚木市	5	0	3	8	0	2
	14	大和市	2	1	1	4	0	0
	15	海老名市	2	1	3	6	0	0
	16	座間市	2	1	1	4	0	0
	17	綾瀬市	3	3	3	9	0	0
	18	愛川町	12	5	3	20	0	0
	19	清川村	3	3	2	8	0	0
中	20	平塚市	1	0	3	4	0	0
	21	秦野市	6	5	4	15	0	0
	22	伊勢原市	6	2	6	14	0	0
	23	大磯町	2	4	2	8	0	2
	24	二宮町	3	2	0	5	0	0
足 柄 上	25	南足柄市	0	0	2	2	0	0
	26	中井町	4	4	3	11	0	0
	27	大井町	2	3	3	8	0	0
	28	松田町	4	3	2	9	0	0
	29	山北町	3	0	5	8	0	0
	30	開成町	3	2	0	5	0	0
足 柄 下	31	小田原市	0	0	2	2	0	0
	32	箱根町	8	9	9	26	0	0
	33	真鶴町	1	2	0	3	0	0
	34	湯河原町	0	5	0	5	0	0
合 計			81	65	74	220	1	7
委員参加率			21.66%	17.38%	19.79%		0.27%	1.87%

4 社会教育委員の報酬・旅費及び活動費について

(1) 社会教育委員の報酬・旅費の支給状況の推移(市町村の数)

年 度	報酬の支給方法			支給格差		旅費の支給方法			
	日額	月額	年額	あり	なし	実・日支給	実費のみ	日当のみ	支給なし
平成27年度	31	0	2	9	24	6	27	0	0
平成28年度	31	0	2	9	24	6	27	0	0
平成29年度	30	0	2	10	23	4	28	1	0
平成30年度	31	0	2	9	22	6	26	0	1
令和元年度	31	0	2	9	24	7	24	0	2
令和2年度	31	0	2	9	24	7	25	0	1
令和3年度	31	0	2	9	24	7	24	0	1
令和4年度	31	0	2	9	24	5	27	0	1

(2) 予算総額に占める社会教育委員の報酬・旅費および活動費の割合の推移

(単位 %)

年 度	委員報酬	旅 費	食糧費	印刷製本費	借損料	負担金	謝金・ 報償費	消耗品費	委託料・ その他
平成27年度	83.04	7.08	0.18	1.14	0.20	3.06	0.64	1.17	3.49
平成28年度	83.33	6.65	0.16	0.98	0.09	2.42	0.57	1.30	4.50
平成29年度	85.62	7.02	0.11	1.12	0.10	1.71	0.65	0.99	2.68
平成30年度	85.24	6.29	0.17	0.74	0.25	1.69	0.70	1.01	2.68
令和元年度	85.78	7.43	0.12	1.10	0.15	1.58	0.69	1.24	1.91
令和2年度	85.91	8.05	0.14	0.50	0.09	1.58	0.70	1.07	1.95
令和3年度	85.89	7.07	0.15	0.49	0.07	1.65	1.07	1.54	2.07
令和4年度	84.89	8.15	0.15	0.72	0.08	1.68	0.85	1.04	2.44

(3) 報酬・旅費の支給状況

ア 報酬の支給状況

(ア) 支給の有無

区 分	定例会	臨時会	小委員会等
支給している区市町村	33	10	6
支給していない区市町村	0	6	5

・臨時会、小委員会等の支給状況は、「会議があれば支給する」「会議があっても支給しない」を含めた地区数を表示

(イ) 支給方法

日 額 支 給	月 額 支 給	年 額 支 給
31	0	2

・日額支給の市町村 93.9%

○ 支給額に格差をつけているか(議長・副議長・委員)

区 分	日額の場合	月額の場合	年額の場合
格差をつけている区市町村	9	0	0
格差をつけていない区市町村	22	0	2

・格差をつけていない市町村 72.7%

○ 支給額(支給額は委員の支給額 数字は区市町村の数)

支払方法	2,000円台	3,000円台	4,000円台	5,000円台	6,000円台	7,000円台	8,000円台	9,000円台	10,000円台
日額の場合	-	2	2	1	2	5	9	1	3
月額の場合	-	-	-	-	-	-	-	-	-
年額の場合	-	-	-	-	-	-	-	-	-

支払方法	11,000円台	12,000円台	13,000円台	14,000円台	15,000円台	16,000円台	17,000円台	18,000円台	19,000円台
日額の場合	2	2	1	1	-	-	-	-	-
月額の場合	-	-	-	-	-	-	-	-	-
年額の場合	-	-	-	-	-	-	-	-	-

支払方法	20,000円台	30,000円台	40,000円台	50,000円台	60,000円台	70,000円台	80,000円台 以上	計
日額の場合	-	-	-	-	-	-	-	31
月額の場合	-	-	-	-	-	-	-	0
年額の場合	-	-	-	1	-	1	-	2

イ 旅費の支給状況

行政	番号	自治体名	実費のみ支給	日当のみ支給	実費日当支給	支給しない	日当(円)	備考
県・4市	1	神奈川県	平成22年4月1日をもって委員廃止					
	2	横浜市			○		2,900	
	3	川崎市			○		2,600	
	4	相模原市	○					
	5	横須賀市	○					市外在住委員のみ支給
湘南三浦	6	鎌倉市	○					定例会の旅費はなし、出張は実費支給
	7	藤沢市			○		県内 800 県外1,400	市内・近隣の場合、日当は支給しない
	8	茅ヶ崎市			○		1,200	
	9	逗子市	○					
	10	三浦市	○					
	11	葉山町	○					
	12	寒川町	○					
県央	13	厚木市	○					
	14	大和市	○					
	15	海老名市	○					
	16	座間市	○					
	17	綾瀬市	○					
	18	愛川町	○					
	19	清川村	○					
中	20	平塚市	○					
	21	秦野市	○					
	22	伊勢原市	○					
	23	大磯町	○					
	24	二宮町	○					
県西	25	南足柄市	○					
	26	中井町	○					
	27	大井町				○		町公用車で対応のため支給しない
	28	松田町	○					
	29	山北町	○					
	30	開成町	○					
	31	小田原市	○					
	32	箱根町	○					
	33	真鶴町			○		1,000	
	34	湯河原町	○					
合計			27	0	5	1		

ウ 社会教育委員の活動に関する予算

	県	市 部 (19)		町 村 部 (14)	
		最 高	最 低	最 高	最 低
予算総額	/	5,669,000円	133,000円	693,500円	254,000円
平均		1,026,014円 (2.18円)		416,802円 (20.39円)	

()内の数値は住民1人当たりの予算額

5.コロナ禍における社会教育委員会議の開催状況について

NO	自治体名	開催状況			開催方法及び回数				
		すべて開催	減らして開催	すべて中止	対面開催	書面開催	オンライン開催	対面とオンラインハイブリット	その他
1	横浜市	○			3				
2	川崎市	○			8				
3	相模原市	○			4				
4	横須賀市	○			4				
5	鎌倉市	○			4				
6	藤沢市	○			7				
7	茅ヶ崎市	○			1				
8	逗子市	○						4	
9	三浦市	○			2				
10	葉山町	○			3				
11	寒川町	○			2				
12	厚木市	○			5				
13	大和市	○			4				
14	海老名市	○			2				
15	座間市	○			6				
16	綾瀬市	○			2	1			
17	愛川町	○			3				
18	清川村	○			5				
19	平塚市	○			4				
20	秦野市	○			3				
21	伊勢原市	○			3				
22	大磯町	○			3				
23	二宮町		○		6				
24	南足柄市	○			4				
25	中井町	○			6				
26	大井町	○			5				
27	松田町	○			6				
28	山北町	○			8				
29	開成町	○			6				
30	小田原市	○			4				
31	箱根町	○			7				
32	真鶴町	○			4				
33	湯河原町		○		1				
合計		31	2	0	135	1	0	4	0

比率(%) 93.94 6.06 0.00 96.43 0.71 0.00 2.86 0.00

Ⅷ 令和4年度神奈川県社会教育委員連絡協議会役員・顧問・理事
 ・幹事・監事名簿

令和4年度 神奈川県社会教育委員連絡協議会役員・顧問名簿

令和5年2月

役 職	氏 名	所 属 又 は 職 名 等
会 長	小 池 茂 子	神奈川県生涯学習審議会委員
副会長	古 矢 鉄 矢	相模原市社会教育委員
	下 山 浩 子	鎌倉市社会教育委員
	山 口 志 ず 子	清川村社会教育委員
顧 問	花 田 忠 雄	神奈川県教育委員会教育長
	鯉 淵 信 也	横浜市教育委員会教育長
	小 田 嶋 満	川崎市教育委員会教育長
	渡 邊 志 寿 代	相模原市教育委員会教育長
	柿 本 隆 夫	神奈川県市町村教育長会連合会会長（大和市）
	伊 藤 文 康	神奈川県都市教育長協議会会長（海老名市）
	石 田 浩 二	神奈川県町村教育長会会長（山北町）

令和4年度 神奈川県社会教育委員連絡協議会
理事会 名簿

令和5年2月1日

No	氏名	所属	No	氏名	所属
1	小池茂子【会長】	神奈川県	21	大串 隆吉	座間市
2	—	神奈川県	22	澁谷 敏夫	綾瀬市
3	牧野 篤	横浜市	23	萩原 庸元	愛川町
4	野口 武悟	横浜市	24	山口 志ず子【副会長】	清川村
5	中村 香	川崎市	25	丸島 隆雄	平塚市
6	奥平 亨	川崎市	26	逢坂 伸一	秦野市
7	古矢 鉄矢【副会長】	相模原市	27	古里 貴士	伊勢原市
8	大谷 政道	相模原市	28	鈴木 敦子	大磯町
9	山岸 雅人	横須賀市	29	蓮實 茂夫	二宮町
10	下山 浩子【副会長】	鎌倉市	30	高橋 鈴子	南足柄市
11	川野佐一郎	藤沢市	31	田中 恵里子	中井町
12	稲川 由佳	藤沢市	32	高橋 美恵子	大井町
13	吉原 弘子	茅ヶ崎市	33	鍵和田 貴司	松田町
14	角田 進	逗子市	34	河合 剛英	山北町
15	笹谷 月慧	三浦市	35	小田 猛	開成町
16	佐々木和子	葉山町	36	木村 秀昭	小田原市
17	森 和彦	寒川町	37	石井 修	箱根町
18	林 元春	厚木市	38	奥津 秀隆	真鶴町
19	丸田 昭文	大和市	39	木村建次郎	湯河原町
20	山田 信江	海老名市			

令和4年度神奈川県社会教育委員連絡協議会幹事会名簿

【幹事】

令和4年10月

氏 名	所 属 及 び 職 名
信太 雄一郎	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課・課長
田附 裕治	神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所・所長
宮田 純一	横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課・課長
箱島 弘一	川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課・課長
松本 隆人	相模原市教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課・参事兼課長
柿原 美奈	横須賀市教育委員会事務局教育総務部生涯学習課・課長
横田 隆一	藤沢市生涯学習部生涯学習総務課・参事兼課長
佐藤 仁彦	逗子市教育委員会教育部社会教育課・課長
上村 和彦	愛川町教育委員会生涯学習課・課長
山内 温子	伊勢原市教育委員会社会教育課・参事兼課長
内田 秀臣	箱根町教育委員会生涯学習課・課長

令和4年度神奈川県社会教育委員連絡協議会監事会名簿

氏 名	所 属 及 び 職 名
大 紺 和 由	大和市文化スポーツ部 図書・学び交流課長
小 野 真 人	真鶴町教育委員会教育課長

Ⅸ 神奈川県社会教育委員連絡協議会会則・組織図・会誌編集委員

神奈川県社会教育委員連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は神奈川県社会教育委員連絡協議会と称す。

(事務所)

第2条 この会の事務所は理事会の承認を得て会長の指定する場所におく。

(構 成)

第3条 この会は神奈川県及び神奈川県内の市町村の各々の社会教育委員をもって構成する。

(目 的)

第4条 この会は県市町村の社会教育委員相互の連携協調をはかり、もって県内の社会教育の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種研究会、講習会、協議会等の開催
- (2) 社会教育に関する情報の交換
- (3) 社会教育振興に関する調査研究
- (4) 関係機関、団体との連絡
- (5) その他目的達成に必要な事業

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 3名 理事

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 理事は県及び人口40万人以上の市にあつては2名、その他の市町村にあつては1名とし当該市町村の社会教育委員の互選とする。
- (2) 会長・副会長は理事の互選により、総会の承認を得る。

(役員の任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任することができる。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

ただし、役員はその任期終了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

(役員職務)

第9条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は会務を総括し、この会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は理事会を組織し、次の事項を議決する。
 - ア 総会に付議すべき事項
 - イ 総会より付託された事項
 - ウ その他の重要事項

(顧 問)

第10条 この会に総会の承認を得て顧問若干名をおくことができる。

2 顧問はこの会の重要事項について、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

(会 議)

第11条 この会の会議は総会及び理事会とする。

2 総会はこの会の最高の議決機関で、予算・決算・事業計画・事業報告・その他重要事項について審議し議決する。

総会は原則として年1回開催し、必要に応じて臨時に開催することができる。

3 理事会は原則として年3回開催し、必要に応じて臨時に開催することができる。

4 会議は会長が招集する。

5 総会及び理事会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数とする。

ただし、総会にあつては当該市町村の社会教育委員に、理事会にあつては他の理事に委任する委任状をもって出席者とみなすことができる

(幹事の選任及び職務)

第12条 この会に幹事をおき、幹事は県、政令指定都市、中核市並びに人口40万人以上の市の社会教育主管課長及び県教育事務所長（社会教育担当）、市町村の社会教育主管課長等若干名を会長が委嘱する。

2 幹事は幹事会を組織し、この会の目的を達成するため、理事会及び総会に提案する議題等の確認、連絡調整を行う。

3 幹事会は会長が招集する。

(監事の選任及び職務等)

第13条 この会に監事をおき、監事は前条の幹事以外の市町村の社会教育主管課長等の中から2名を会長が委嘱する。

2 監事の任期は1年とする。

3 監事は会計監査を行う。

(地区連絡協議会)

第14条 この会の事業を円滑に遂行するため、県教育事務所ごとに地区連絡協議会を設置することができる。

2 地区連絡協議会の組織、運営等に必要な規約は各地区で定める。

(事務局)

第15条 この会に事務局を置き、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課において事務を処理する。

2 事務局の職員は会長がこれを委嘱する。

3 事務局には、事務局長、事務局次長、事務局員を置き、事務局員は書記会計を兼ねる。

(経 理)

第16条 この会の経費は県及び各市町村の負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 この会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(表 彰)

第17条 神奈川県社会教育委員連絡協議会の発展に顕著な功績のあった社会教育委員を表彰することができる。

(会則の変更)

第18条 この会則は理事会の議決及び総会の承認を得なければ変更することはできない。

(細 則)

第19条 この会の会務処理に必要な事項は理事会において別に細則を定める。

付 則 この会則は昭和37年4月1日から施行する。

昭和46年7月8日一部改正。

昭和52年7月6日一部改正。

昭和54年7月10日一部改正。

平成9年6月6日一部改正。

平成20年6月6日一部改正。

第3条にかかわらず、神奈川県においては、生涯学習審議会委員を構成員とすることができる。

平成22年6月16日一部改正。

神奈川県社会教育委員連絡協議会会長表彰規程（平成15年6月5日施行）は廃止する。

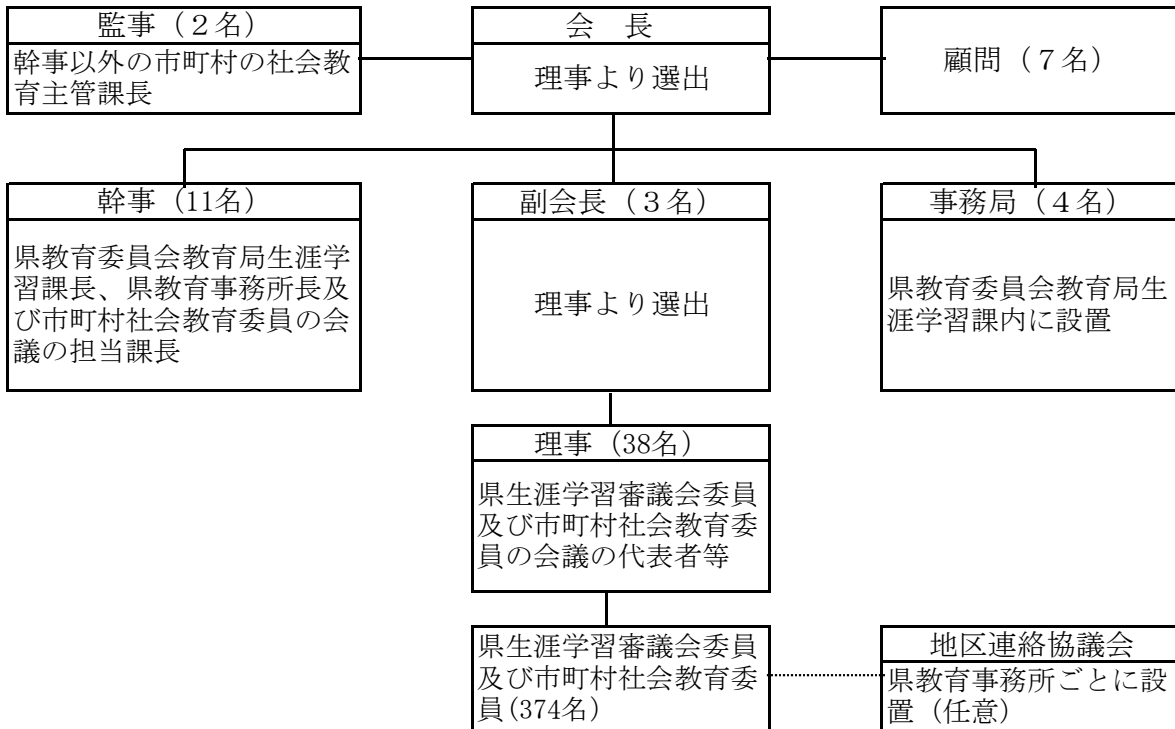
神奈川県社会教育委員連絡協議会会長表彰選考委員会の設置及び運営要領（平成15年6月5日施行）は廃止する。

平成23年6月17日一部改正。

令和2年8月20日一部改正。

神奈川県社会教育委員連絡協議会組織図

(人数は令和5年2月1日現在)



(主な会議、事業、参加者)

- 総会 (年1回) : 会長、副会長、監事、社会教育委員等、県・市町村事務局
- 理事会 (年3回) : 会長、副会長、理事、県事務局
- 幹事会 (年2回) : 会長、副会長、幹事、県事務局
- 事業検討・調査研究委員会 (年2回)
: 会長、副会長、担当幹事 (2名)、県事務局

- 研修会 (年1回) : 会長、副会長、社会教育委員等、県・市町村事務局
- 地区研究会 (年2回)
: 会長、副会長、社会教育委員等、県・市町村事務局

会誌編集委員

(1) 理事

- 古矢 鉄矢 (県社教連副会長、相模原市社会教育委員)
下山 浩子 (県社教連副会長 鎌倉市社会教育委員)
山口 志ず子 (県社教連副会長 清川村社会教育委員)

(2) 幹事

- 上村 和彦 (愛川町教育委員会生涯学習課長)
内田 秀臣 (箱根町教育委員会生涯学習課長)

(3) 事務局

- 藤原 幸雄 (事務局次長)
中島 忠相 (事務局員)
大和田 容子 (事務局員)

掲載情報の利用にあたって

神奈川の社会教育委員活動（県社教連会誌）に掲載されている情報につきましては、利用者が自己の責任においてご利用くださいますようお願いいたします。

神奈川県社会教育委員連絡協議会は、利用者が本誌の情報をを用いて行う一切の行為について、いかなる責任も負いません。本誌を利用した者が被った被害、損失に対して、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

掲載希望の方へ

「神奈川県」のホームページ上に掲載した本誌情報の書籍等への掲載を希望する場合は、事前に神奈川県社会教育委員連絡協議会事務局に次の必要事項を伝え、必ず掲載の承認を得てください。また、最終的に掲載情報の確認をさせていただくことがあります。

【必要事項】

- (1)会社名(団体名) (2)連絡窓口 (3)書籍名等 (4)記事の概要 (5)発行年月日

神奈川県社会教育委員連絡協議会 会誌

令和5年3月31日

- 編集者 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課内
神奈川県社会教育委員連絡協議会事務局
事務局長 内田 源一郎
発行者 神奈川県社会教育委員連絡協議会会長 小池 茂子
住所 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
電話 (045) 210-8344